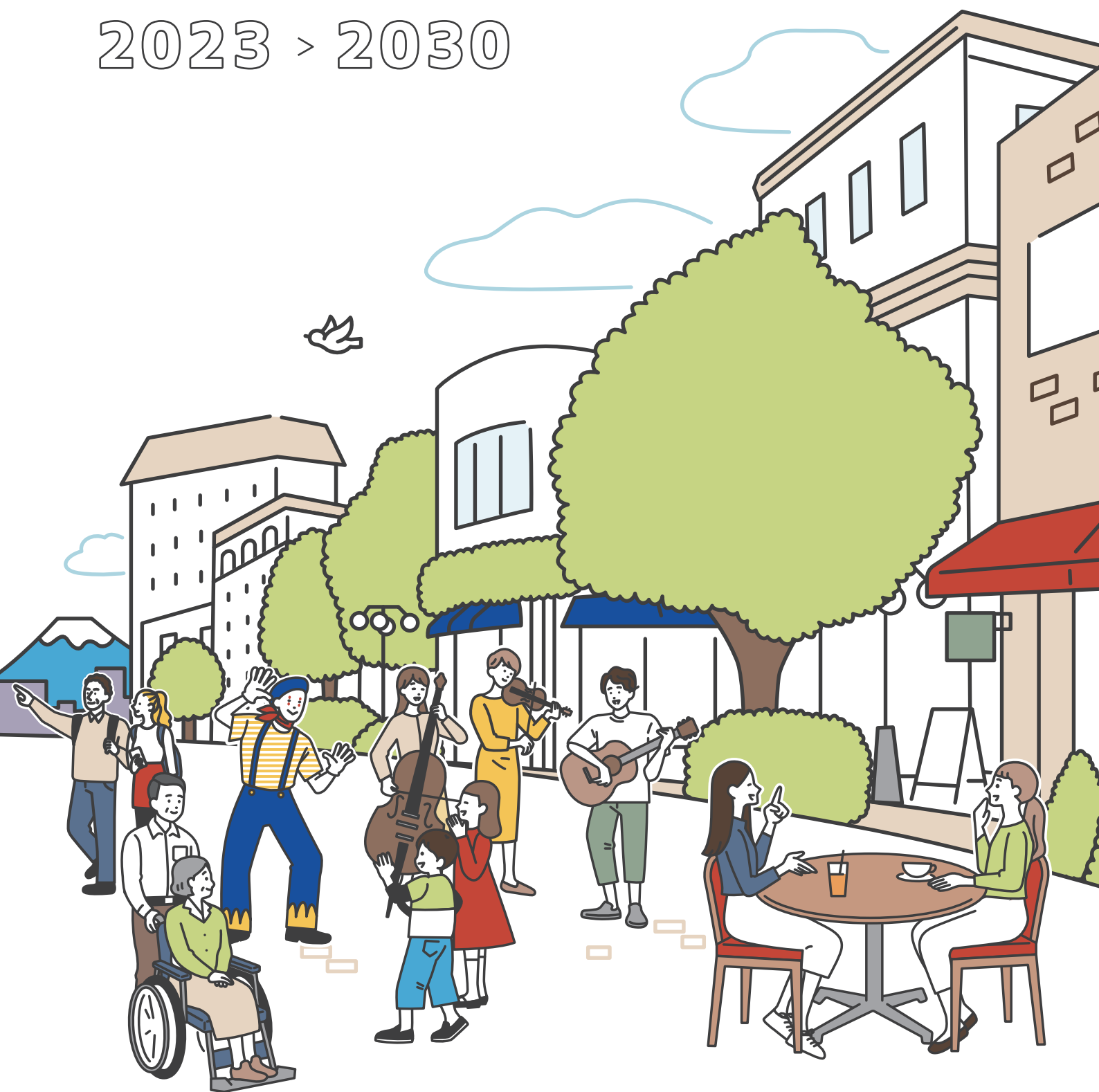


第 2 期

# 静岡市 文化振興計画

2023 > 2030





# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨 .....	1
2 しずおか文化の特徴 .....	2
3 計画の位置付け .....	2
4 計画期間 .....	2
5 文化の定義 .....	3
6 基本理念 .....	4

## 第2章 現状と課題

1 文化を取り巻く動向 .....	5
2 本市における文化の現状 .....	8
3 本市の文化振興における主な課題 .....	11

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像 .....	13
2 基本目標 .....	13
3 SDGsのゴール .....	13
4 「まちは劇場」の推進 .....	14
5 基本的施策 .....	15
6 期待される成果 .....	17

## 第4章 施策の展開

1 文化をはぐくむ人づくり .....	19
2 文化をはぐくむ地域づくり .....	20
3 文化でつながるまちづくり .....	21
4 文化でにぎわうまちづくり .....	22

## 第5章 推進体制

1 推進主体の役割 .....	23
2 市内の主な文化関係施設の役割 .....	25
3 計画の進捗管理と評価 .....	29
4 計画全体の成果指標 .....	29

## 参考資料

1 静岡市の文化に関する市民意識調査結果 .....	31
2 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例 .....	45
3 静岡市文化振興審議会委員名簿 .....	50
4 策定経緯 .....	51

# 第1章 / 計画の策定にあたって

ここでは、静岡市文化振興計画策定の意義と背景について述べています。

## 1 策定の趣旨

本市では、平成15年4月の静岡市と清水市の合併を経て、平成16年度に策定した「第1次静岡市総合計画」の基本理念を達成していくための部門別計画の一つとして、これまでの両市の文化振興に向けた取組を踏まえ、平成18年3月に「静岡市文化振興ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、「個性あるしずおか文化の創造と継承～人が文化を創り、文化が人を育てる都市（まち）を目指して～」という基本理念のもと、「しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承」、「地域性豊かな市民文化の創造」、「しずおか文化の発信と交流」を3つの目標に掲げ、これまで様々な角度から文化振興施策を進めてきました。

しかし、平成26年度をもってビジョンの計画期間が終了したことを受け、今後の文化振興の方向性を探るなかで、本市が文化を振興していく上で変わることのない理念等を条例という大きな柱として定め、文化のちからによる都市の発展を目指す姿勢を示そうと、平成28年4月に「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」が制定されました。

条例では、「文化のちからにより国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現」を目指すことが掲げられ、そのための指針として文化の振興に関する計画を定めることが条項に盛り込まれました。これを受け、「静岡市文化振興計画」を策定し、総合的かつ持続的な文化の振興を図り魅力あるまちづくりに活かすこととしました。

この計画は平成28年度から令和4年度までの計画期間を経て、その役目を終えます。この間、条例第20条の規定により、文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るために設置された静岡市文化振興審議会において、目標の達成度及び効果の検証、及び評価に関することについて審議を重ねてきました。

その中で、ゆとりある健康な心を維持し、生活を豊かにするためには、文化から「誰ひとり取り残さない」<sup>※1</sup>状態、即ちソーシャル・インクルージョンを達成していく必要があること。また誰もが家や職場・学校などのみならず、文化の力によって第3の居場所（サードプレイス）<sup>※2</sup>に出会い、その緩やかな繋がりによって豊かな生活を営んでいくことが必要であるとし、新たにこれらを盛り込んだ、第2期 静岡市文化振興計画を策定することとしました。

※1 ソーシャル・インクルージョンとは…全ての人々を孤独や排除から擁護し、健康で文化的な生活を実現できるよう、社会の一員として支えていこうとする理念のこと。

※2 サードプレイスとは…自宅や職場・学校などに次ぐ第3の居場所のこと。コミュニティの核であると同時に、個人が豊かに暮らすために不可欠な集いの場であり、実空間のみならずインターネットを介するものも含め、心穏やかに過ごせる多様な空間を指す。





## 2 しずおか文化の特徴

静岡市は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、古来より東西交通の要衝として栄えてきました。

弥生時代の代表的遺跡である登呂遺跡等、太古から人々が暮らしていたことがわかる遺跡も多く残されているほか、今川家や徳川家の城下町として、また東海道の宿場町としても栄えた事で、様々な時代における史跡や名所旧跡も多く、豊富な歴史文化資源を有しています。

また、古くからこの地方における政治、経済、文化の中心として様々なものがこの地に集まり、全国の名工が集結したことにより、ものづくりが盛んであるという特色もあります。

現代では、主な文化施設が中心市街地に集約されており、芸術鑑賞からショッピング、エンターテインメントまで、求心力のあるコンテンツを徒歩圏内で楽しむことができるほか、南アルプスの山々や日本一の深さを誇る駿河湾を有し、自然と都市の両方の機能を兼ね備えた、他都市にはない魅力を持った都市であるといえます。

歴史に彩られた文化資源や、豊かな自然と温暖な気候が育む豊富な食、伝統的かつ多様なものづくり、充実した文化施設等、多くのものに恵まれています。しずおか文化は、地域の自然や生きものから受ける恵みを基礎として、歴史や人の想いや交流など多くの要素によって培われてきました。

これまで、大道芸ワールドカップ in 静岡や静岡まつりなどを始めとする交流を生み出す文化事業や、文化施設を核とした質の高い文化芸術活動が営まれ、本市らしい多彩な文化が育まれてきました。本計画の策定とともに、市民の皆さん一人ひとりが本市の文化に関心を寄せ、その魅力発信や継承・発展を担っていただけるよう、市として働きかけていきます。

## 3 計画の位置付け

静岡市文化振興計画は、平成28年4月に制定された「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」第9条に基づき策定するもので、条例に定められた基本理念を踏まえ、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

また、本市のまちづくりの最上位計画として令和5年3月に策定される「第4次静岡市総合計画」に掲げられた目指す都市像を文化の面から実現するための個別計画です。

## 4 計画期間

本計画の計画期間は、第4次静岡市総合計画の目標年次の終了に合わせ、令和12年度までの8年間とします。

## 5 文化の定義

「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」第2条では、文化を「芸術文化、歴史文化に代表される文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なもの」と位置付けています。本計画では文化をより幅広く、わかりやすくしていく必要があると考え、下記のように整理しています。

用語	定義
芸術文化	芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。
歴史文化	伝統芸能（能楽、歌舞伎その他わが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。
しずおか文化	まち並みや特性を活かした大道芸や祭り等、本市固有の地域に根差した文化をいう。

文化は目まぐるしい社会情勢の変遷に合わせ、少しずつその定義が変化しています。特に令和2年から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により情報技術の急速な進展が起こり、様々な要素でデジタル化が進みました。文化においてもオンラインツールを活用する動きが顕著になり、NFT（非代替性トークン）<sup>※3</sup>やメタバース<sup>※4</sup>（仮想空間）で芸術作品が発表されるなど、次々と新しい領域が生まれています。

これらに対応するためには、従来の形に捉われない柔軟性のある体制が必要であると考えられます。

表に具体的な名称として列挙されていないものであっても、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすものが文化であるとし、本計画ではその活動等を振興していきます。



※3 NFTとは…非代替性トークン(Non-Fungible Token)のことで、コンピューターなどで制作されたデジタルデータに独自の「個性」が付与され、他と区別が可能なもの。芸術分野では特にデジタルアートなどの制作において活用される場面が増加している。

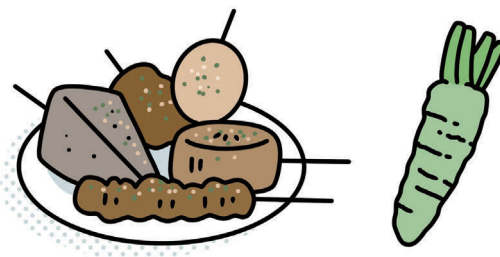
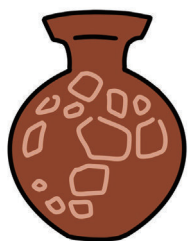
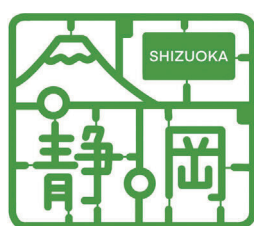
※4 メタバースとは…コンピューターやネットワーク上における仮想空間のこと。物理的な制約や、性別・容姿・社会的な立場から解放され、国籍や言語の壁を超える事が容易な空間であるため、現実のルールによらない新たな文化表現の場として注目されている。

## 6 基本理念

本市は、文化振興を進めるうえでの基本的な考え方について、条例第3条に次のように定めています。

文化の振興に当たっては、

- (1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。
- (2) 市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。
- (3) 豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。
- (4) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。
- (5) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。
- (6) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。
- (7) 各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。



## 第2章 / 現状と課題

ここでは、静岡市の文化振興の現状と課題について整理しています。

### 1 文化を取り巻く動向

文化を取り巻く国・県の動向や、情勢の変化としては、次のようなものがあげられます。

#### (1) 社会情勢の変動

第1期 静岡市文化振興計画は平成29年度から令和4年度までをその計画期間として策定され、その間に少子化や人口減少、過度なグローバル化が進むなど、社会情勢は著しく変化してきました。本市内にも外国人住民が増えるなど、多文化共生を意識したまちづくりが求められています。また、少子化が進む現代において、文化面では、次世代に向けた文化の担い手不足が危惧されています。本市が誇るべき文化資源である“しずおか文化”を後世に繋いでいくためには、その魅力を正しく伝える担い手を育成し、広く市民の皆さんと共有していく必要があります。

#### ◆新型コロナウイルス（COVID-19）の影響とデジタル化対応

令和元年度後半に流行が確認された新型コロナウイルス感染症は世界的に猛威を振るいました。その抑制のために緊急事態宣言の発出や入国制限を設けるなど、あらゆる人の往来が制限される事態となりました。

文化芸術においてもその影響は色濃く、アーティストや参加者の県境を跨ぐ往来や、にぎわいの創出を伴う事業の開催を見送らなければならず、また定員の削減や会場の消毒を始めとする様々な対応が求められました。この結果、オンラインコンテンツを用いた多彩な文化事業が催されるようになり、急速にデジタル化対応が進みました。多様な参加手段や演出が選択できるようになり、これまでとは異なる「新たなかたちの文化の活性化」が生まれています。一方で、実空間での身体的な文化体験が代替できない価値をもつことも改めて認識されつつあります。

また、働き方についてもテレワークが推奨され、企業の本社が東京を離れるなどそのあり方が多様になりつつあり、都市部への人口集中の形が変化していく傾向がみられています。都市部への交通の便も良く、温暖な気候に恵まれた本市は居住に適した条件を多く兼ね備えており、文化のちからによって住みよいまちとしての質を高め、他都市の人々が「住みたいまち」として選択されるよう、働きかけていく必要があります。





### ◆持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12年まで持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、達成に向けて地球上の誰ひとり取り残さない事を宣言しています。

SDGsが目指す国際社会の姿は、静岡市が目指す「市民の安心や幸せ」を実現する都市の姿と重なります。このため静岡市では全国に先駆けて取り組みを始め、平成30年6月にSDGs未来都市として日本政府に、また平成30年7月には国際連合にSDGsハブ都市にそれぞれ選ばれました。これを受け本市では、平成31年3月に「静岡市SDGs実施指針～持続可能なまちづくりのために～」を策定しています。

本計画においても、誰ひとり取り残さないための文化事業や基盤整備を行い、訪れる人も住む人も文化を通じて幸せを感じられるようなまちづくりを目指すこととしています。

## (2) 国・県の動向

### ◆劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月）

平成24年6月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行されました。この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念に基づいて、劇場、音楽堂、文化ホールなどの機能を活性化し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸などの水準の向上と振興を図るために制定されたもので、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策などについて定めています。

### ◆文化芸術基本法への改正（平成29年6月）

文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行されました。また、平成29年にはその一部が改正され、名称を文化芸術基本法としました。この改正では、少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等多様な分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開を謳っているほか、食文化を「生活文化」の定義に含めるなど、文化の定義もより幅広く見直しています。

### ◆文化芸術推進基本計画の策定（平成30年3月）

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に文化芸術推進基本計画を策定しました。計画では、文化芸術の本質的価値や社会的・経済的価値を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じたソーシャル・インクルージョン（社会包摂）による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。



#### ◆文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年5月）

この法律では、博物館をはじめとした文化施設は文化資源の価値を磨き上げ、わかりやすく情報発信する事でその価値と魅力に触れる機会の創出に努める事とし、文化施設を中心とした文化による観光交流の活性化を謳っています。また、観光来訪者のみならず、地域住民についても地域への愛着や文化資源への意識を高める事で、産業振興や地域活性化を図っていくこととしています。

#### ◆文化財保護法の一部改正（令和3年6月）

近年の急速な過疎化や少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響により、無形文化財の継承に関する危機意識が高まりました。このような社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図る事としました。また、地方公共団体による文化財の登録制度を新設し、国への文化財登録原簿への登録を提案できるようになりました。

#### ◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）

文化芸術はこれを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、障がいのある方々の鑑賞・創造機会の拡大や発表機会の確保、権利保護や販売等に係る支援など、幅広い内容を定めています。

#### ◆第5期ふじのくに文化振興基本計画（令和4年3月策定）

静岡県は、平成18年10月に文化振興基本条例を施行し、条例に基づき令和4年3月に第5期ふじのくに文化振興基本計画を策定しました。この計画では、いつでもどこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内から憧れられる県づくりとして多種多様な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる事を目指した「ふじのくに芸術回廊」の実現を基本目標としています。文化芸術の創造や参画、鑑賞に親しむ姿に、どこに行っても巡り合える広い回廊のような静岡県を創ることをイメージし、“しずおか”が持つ豊かな文化的魅力を楽しみつつ、子どもから高齢者までが生涯、文化に親しめる地域社会の理想を目指しています。





## 2 本市における文化の現状

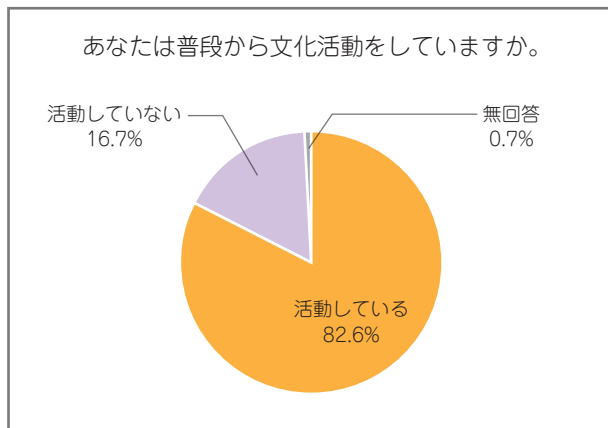
### (1) 市民の文化活動状況

令和3年度に実施した「静岡市の文化に関する市民意識調査」によると、普段から文化活動・鑑賞・体験をしている」と回答した市民の割合は82.6%となっており、非常に高い水準を示しています。これはコロナ禍を経て、文化の在り方そのものが問われる中、オンラインコンテンツの充実が急激に促進された背景等を受け、自宅で行っている文化鑑賞も文化活動の対象としたところ、市民の多くが文化活動をしているという結果になりました。

今後はより文化事業の多様化が進むことが考えられ、需要に応える文化事業の実施が求められます。

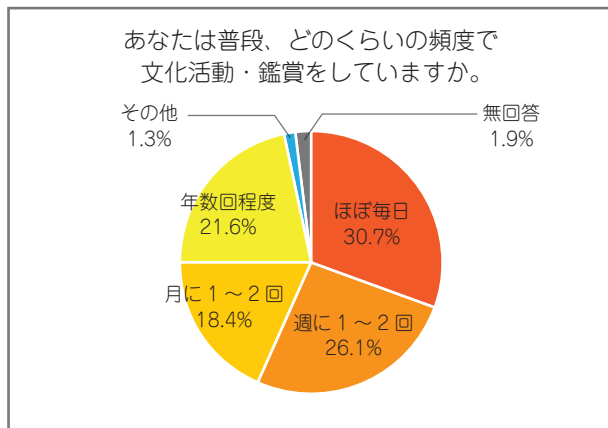
**あなたが普段行っている文化活動・鑑賞・体験をしている文化は、次のうちどれですか。  
(活動を行っていない場合は活動していないを回答)**

回答数 = 850



**あなたは普段、どのくらいの頻度で文化活動・鑑賞をしていますか。**

回答数 = 681



静岡市の文化に関する市民意識調査（令和3年度）

静岡市では、文化を「ゆとりある健康な心を維持し、生活を豊かにするために必要なもの」と位置付け、家庭での鑑賞等も文化活動として調査を行いました。この結果、「文化活動をしている人」の割合が増加し、「毎日活動している」と回答した人の割合も高くなっています。

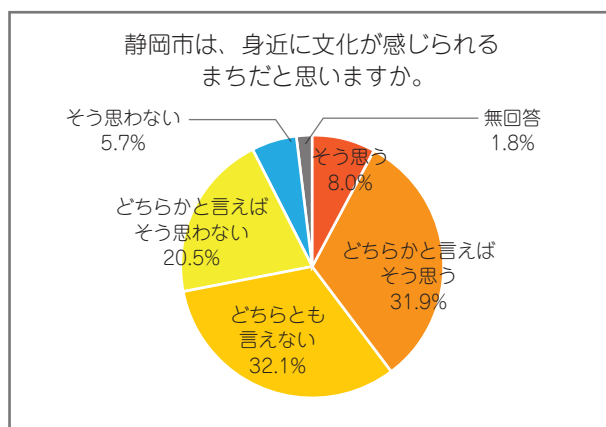
## (2) 環境に関する市民満足度

本市はこれまでも、静岡市文化振興計画に基づき、市民が気軽に文化に触れる機会を増やそうと多種多様な文化事業を展開してきました。この結果、本市は身近に文化が感じられるまちだと思うと回答した市民の割合は、「どちらとも言えない」が32.1%と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思う」の割合が31.9%、どちらかと言えばそう思わない」の割合が20.5%となっています。

また、「静岡市が行っている文化事業や文化施設の運営等について満足していますか」という問いに対し、「満足している（どちらかと言えば満足しているを含む）」と回答した人の割合が57.6%となっており、「不満である（どちらかと言えば不満であるを含む）」と回答した人の割合は34.4%となっています。

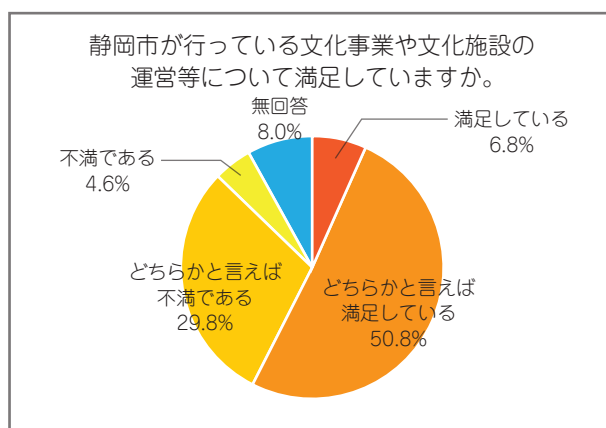
### 静岡市は、身近に文化が感じられるまちだと思いますか。

回答数 = 825



### 静岡市が行っている文化事業や文化施設の運営等について満足していますか。

回答数 = 825



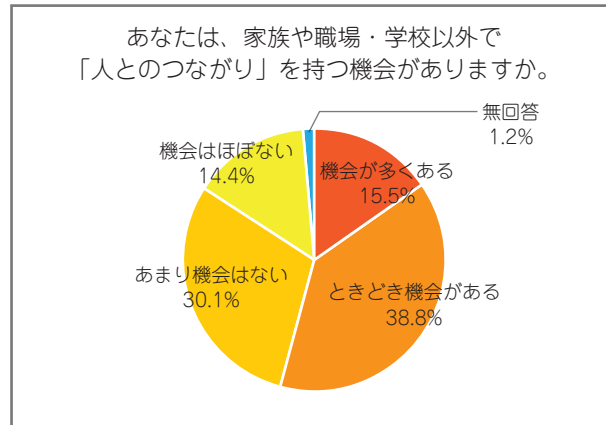
静岡市の文化に関する市民意識調査（令和3年度）



加えて、「あなたは家族や職場・学校以外で『人とのつながり』を持つ機会がありますか」という問いに対しては「時々機会がある」は38.8%、「あまり機会がない」が30.1%となっており、「機会が多くある」の割合は15.5%となっています。

**あなたは、家族や職場・学校以外で「人とのつながり」を持つ機会がありますか。**

回答数 = 825



静岡市の文化に関する市民意識調査（令和3年度）



### 3 本市の文化振興における主な課題

#### (1) 誰もが文化を享受する機会を得るために

本市もまた人口減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。また、外国人住民は近年増加傾向にあり、多様な人々が住むまちになってきています。

これまで以上に、国籍や性別、年齢、障がいの有無などあらゆる要因によらず、誰もがいつでも文化事業に参加できる環境が求められるほか、誰もが自由に文化活動を行う事ができるよう、誰ひとり取り残さない「ソーシャル・インクルージョン」を達成していく事が重要となっています。

市民の文化活動に対する意識の高揚を図るためには、文化を身近なものとして感じられる環境の整備が求められます。そのためには、まちのあらゆる場所で市民が活発に文化に触れることができるよう、様々な機会の提供や市民の自発的な活動に対する支援等を行う必要があります。加えて、文化を生み出す拠点となる既存文化施設の老朽化に対応しつつ、その機能拡充を図るとともに、各施設の特徴を活かした事業や新たな取組を展開し、著名な芸術家等による質の高い文化事業を提供する事で、それぞれのニーズに合った多種多様な文化事業を開催していく事が重要となっています。



#### (2) 文化による第3の居場所（サードプレイス）の創出

文化は人々の心に潤いをもたらすものです。文化によって自らの感情を表現したり、楽しさや喜びを感じる事ができるほか、活動の中で人との繋がりが生まれ、認め合い高めあう関係が築かれる事は、生きていく上で大切な活力を生み出します。家や職場・学校などの生活の基本であるコミュニティや場に限らず、文化を通じて市民一人ひとりがまちのあらゆる空間やSNS等のオンライン上で居場所に出会えるよう、市として働きかけていく必要があります。

少子高齢化が進む現代では、人との繋がりが希薄になり、孤独や寂しさを抱えやすくなっています。文化を通じたサードプレイスを創出する事で、その緩やかな繋がりによって心豊かになり、一人ひとりが生きがいを感じられるまちづくりを目指していく必要があります。



### (3) 文化を活かしたにぎわいの創出

新型コロナウイルス感染症は文化事業にも大きな影響を及ぼし、一時期は感染症の蔓延を防ぐために、人々が一堂に会するような「にぎわい」を創出する事が難しい状況となりました。これらに対応すべく急速なデジタル化が推進された結果、これまで「現場で」行われることが主であった文化事業も、オンラインを活用した新しい形が模索され、多様な実施形態が取られるようになりました。

選択肢が多様化した事により、今後は「にぎわい」の形も様変わりしていく事が予想されます。大規模イベントによって多くの人が集う「にぎわい」に加え、文化による小さなコミュニティがまちの様々な場に生まれたり、気軽に参加できる文化事業が多く開催されている事で、常にまちが活気づいている「にぎわい」の創出も重要な取組みであると考えられます。

また、従来の「にぎわい」も大切に、地域経済の活性化や産業の振興といった視点のもとに、誰もが気軽に参加できる催しの開催を通じ、まち全体を盛り上げ、交流人口の拡大、ひいては定住人口の拡大につなげていく取組も継続する必要があります。国内外から本市の魅力を求めて人が往来し、住む人、訪れる人が共に喜びを見出せるようなまちづくりを目指していく必要があります。



### (4) 推進体制の充実

上記のような課題を解決していくためには、それぞれの事情に応じて文化に触れる機会を提供していけるよう、まちのあらゆる場を活用し、多様な文化事業を開催していく必要があります。これまで、多くの事業は文化施設を中心に実施されてきました。その需要は高く、今後も維持していくべきではありますが、一方で手段がなく会場にアクセスできない人や、お金や時間の余裕がない人等、あらゆる人を含めて「気軽に」「誰でも」参加できる文化事業の実施が求められていることも事実です。

本計画は、公益財団法人静岡市文化振興財団をパートナーとし、静岡市の文化政策を具現化するために必要不可欠な存在として位置付けてきました。第2期となる本計画でもその関係性を維持していくほか、財団がこれまで以上に本市の文化振興を推進していくための体制拡充を求め、本市が理想とする文化政策の実現に向け、より強固な関係を築いていく必要があります。

## 第3章 / 計画の基本的な考え方

ここでは、本市の文化振興の基本的な方向性として、目指す将来像等を明らかにします。

### 1 目指す将来像

本計画を推進することにより、以下のようなまちの実現を目指します。

文化のちからにより、訪れる人、住む人を魅了するまち

- ◆ 気軽に文化に触れあえる環境が整い、市民の自主的な文化活動が活発に行われるまち
- ◆ 魅力的な文化事業が企画、開催され、人々を呼びこみ、にぎわうまち
- ◆ 市民が地域資源に誇りや愛着を持ち、自慢したくなるまち
- ◆ 市内にある文化施設を核としたあらゆる場所で、多くの市民が「文化」を生活の中に取り入れて楽しんでいるまち
- ◆ 昔ながらの歴史や伝統文化が受け継がれ、新たな価値を生みだし魅力として発信できるまち

### 2 基本目標

目指す将来像に向けて、達成すべき文化振興の基本目標を設定します。

#### (1) 歴史に彩られた個性豊かな文化の創造

長い歴史に培われ生み出されてきた本市特有の文化を継承しながら、新たな文化を創造する市民の活動を支援し促進を図ります。

#### (2) 文化を活かした交流による活力あふれるまちづくり

文化の持つ創造する力により、まちなにぎわいや、国内外との盛んな交流を生み出し、産業、経済と強く結びつくことにより、文化力を経済力に変え、活力に満ちたまちの実現を図ります。



### 3 SDGs のゴール

本市では、平成31年3月に「静岡市 SDGs 実施指針～持続可能なまちづくりのために～」を策定しており、本計画の上位計画である第4次静岡市総合計画においてもSDGsの推進を掲げています。

本計画においても、誰ひとり取り残さないための文化事業や基盤整備を行い、訪れる人も住む人も文化を通じて幸せを感じられるようなまちづくりを目指しながら、SDGsのゴール達成に向け取り組んでいきます。

計画内の個別事業においてもSDGsのゴールにアクションするものが含まれますが、計画全体としては下記の2つのゴール達成を目指していきます。

#### 本計画に関連するSDGsのゴール

No	ゴール	
11	住み続けられるまちづくりを	
17	パートナーシップで目標を達成しよう	

## 4 「まちは劇場」の推進

静岡市文化振興計画では、基本目標を横断的に網羅する取組みとして「まちは劇場」の推進に取り組みます。

「まちは劇場」とは、まち全体が劇場のように365日わくわくドキドキがあふれ、賑わいとホッと一息が共存する生き生きとした“人”が主役のまちづくりです。文化の持つ創造性を活かし、気軽に楽しむことができる仕掛けづくりを通じて、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりを進めています。

本市は「まちは劇場」の推進によって、まちに「文化的価値」「社会的価値」「経済的価値」の3つの価値を創造する事を目指しています。この計画では10個の基本的施策に取り組んでいきますが、「まちは劇場」の推進では施策を横断的に捉え、計画全体を推し進める中で下記の3つの価値を創造します。

#### まちは劇場で目指す3つの価値創造

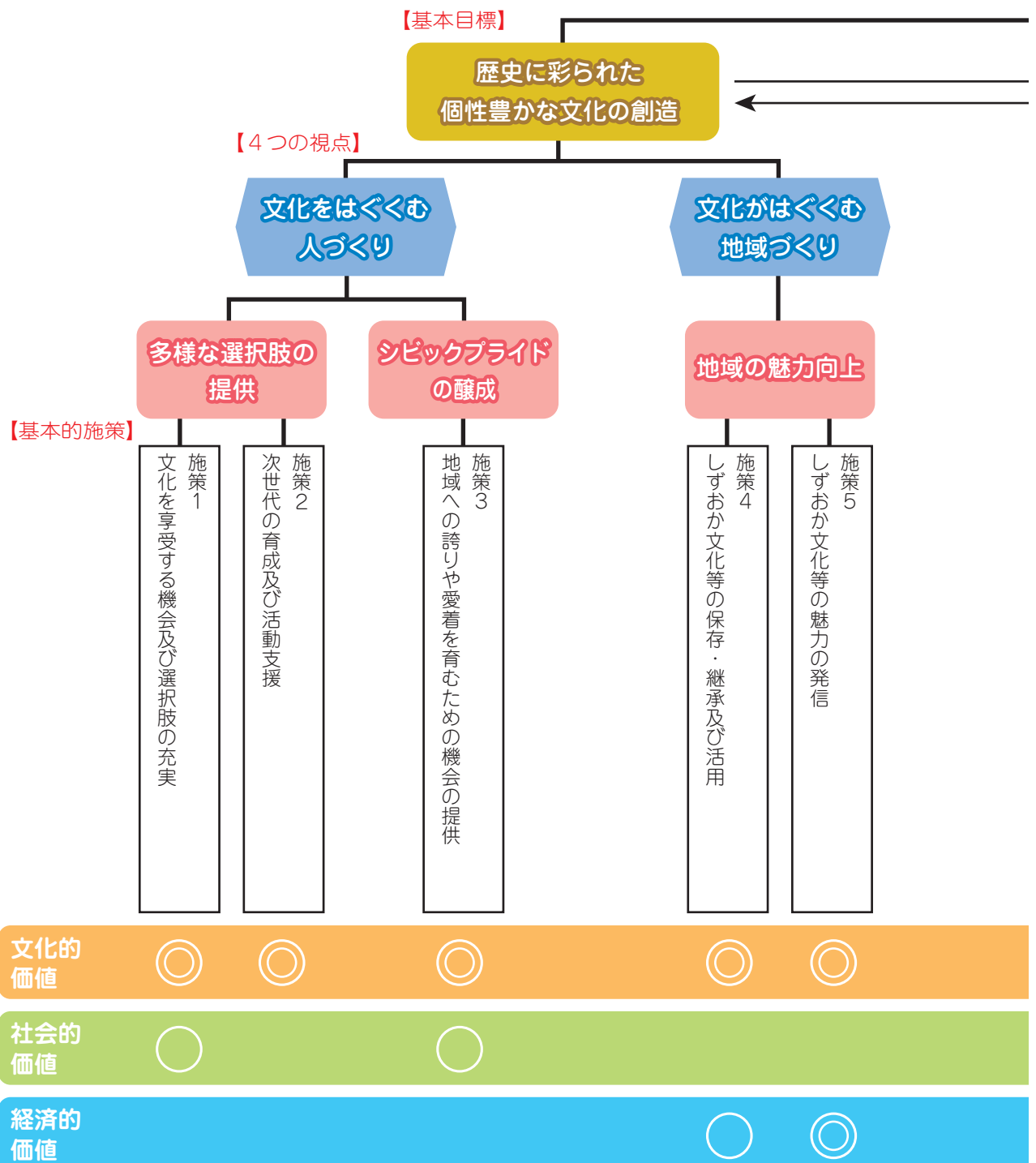
文化的価値	市民が文化によって暮らしに楽しさや豊かさを感じ、自身の暮らすまちに対してシビックプライドを抱くようになり、自らまちの文化について考え、参画していく姿を目指します。
社会的価値	障がい者や高齢者、外国人などあらゆる人々が文化に触れる機会を得て、自身の可能性を発見し活かしていける共生社会を実現し、互いを認め合うコミュニティの創造を目指します。
経済的価値	住んでいる人も国内外から訪れる人も、文化イベントや文化財を求めてまちに集う事で地域経済の活性化を図り、その結果として様々な形の交流を促進し、新たなしずおか文化が生まれるまちを目指します。

文化振興計画の基本的施策では、この3つの価値創造を目指しています。それぞれの施策で直接的、間接的にこれらの価値を創造していきます。

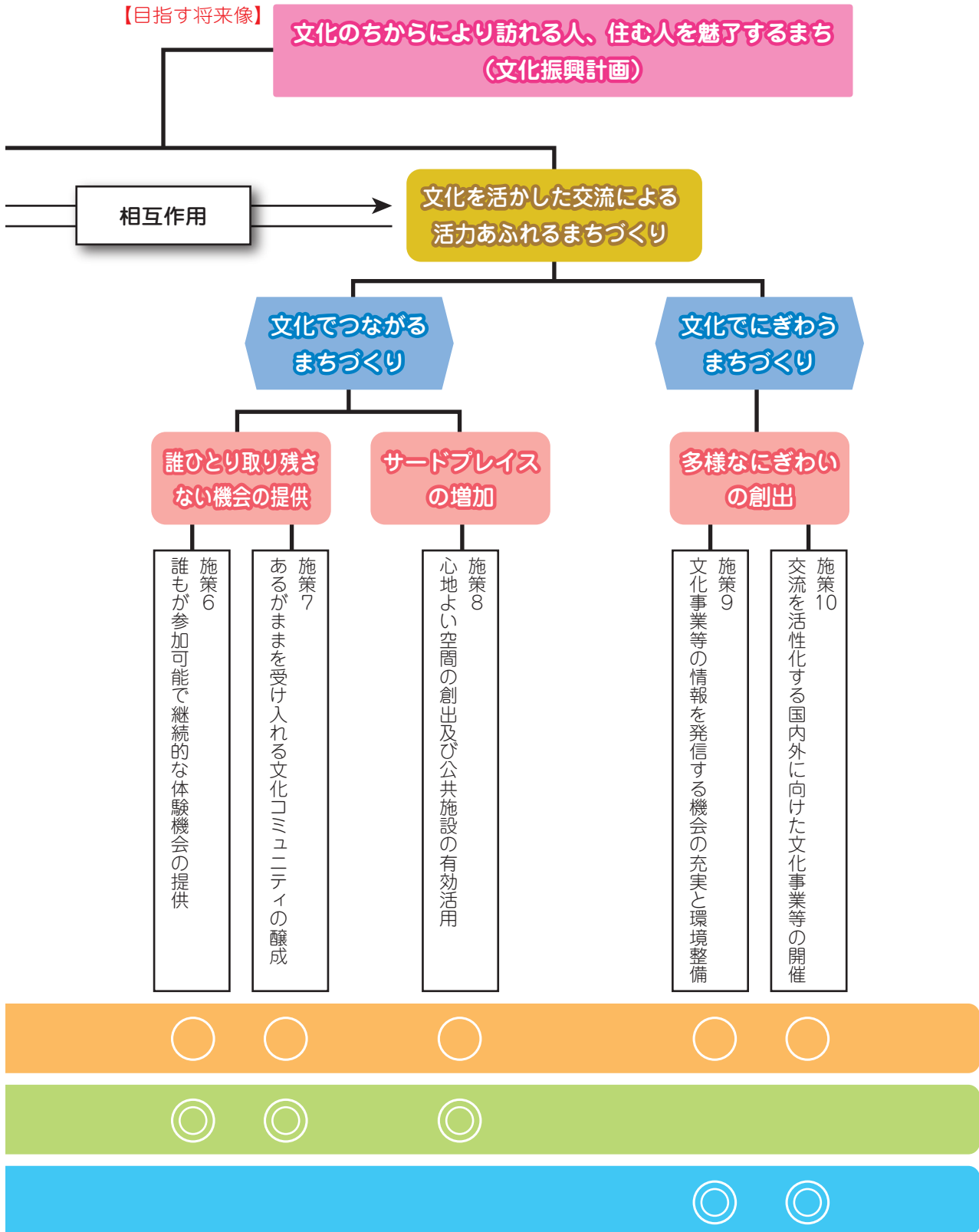
## 5 基本的施策

基本目標を達成するために必要となる取組みとして、下記のとおり基本的施策を推進します。

### 第2期静岡市文化振興計画 基本的施策





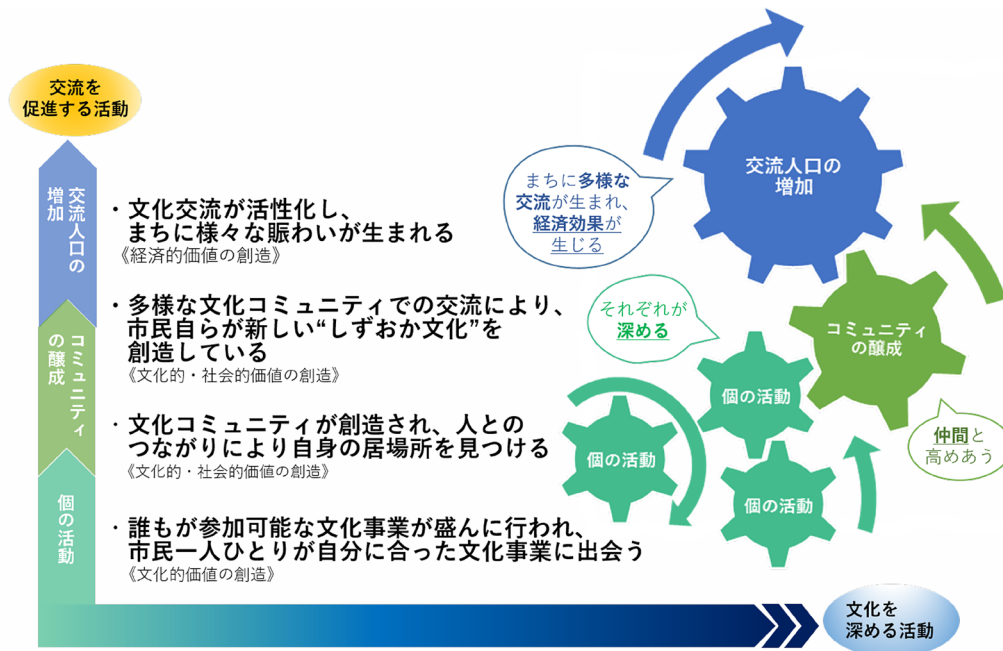


◎：直接的な価値創造    ○：間接的な価値創造

## 6 期待される成果

本計画では、施策や基本目標を通じてあらゆる場所で“誰もが”文化に触れ交流し、居場所に出会い心豊かになること、文化交流により新たな文化を生み出し、まちが活力を得てにぎわっていく事を目指しています。そのためには、交流を促進する活動と、文化を深める活動を共に活かしながら、それぞれを高め合う必要があります。

### 【成果達成までのイメージ】



文化活動に打ち込むアーティストや市民の「個の活動」においては、それぞれがその活動内容を深め、高めていく姿を下支えします。「文化活動を始めてみたい」と考える人が入門的な事業に出会えるよう支援し、プロとして活動する人には活動の場の提供を行うなど、それぞれが伸びやかな文化活動を行える状態にしていく事は本計画の基盤であると考えています。

次に「コミュニティの醸成」です。個の活動が深まっていく中で、同じ活動をする人々と仲間になったり、時にその技術を競い合ったりする場が提供される事を目指します。また、異分野に携わる人との出会いや融合、アーティストなどプロとして活動する人々との交流の機会が得られるよう働きかけ、本市ならではの“しずおか文化”が育っていく環境を整えます。

こうしたコミュニティが市内のあらゆる場で生じ、まちに日常的なにぎわいが生じていくほか、静岡まつりや清水みなと祭り、





安倍川花火大会、大道芸ワールドカップ in 静岡といった、季節に応じた多くの人が集う文化イベントを開催し、文化による人々の交流によってまちににぎわいによる活力が生まれ、経済効果も生じさせていきます。



## 第4章 / 施策の展開

ここでは、目指す将来像及び基本目標を達成するための施策の内容について示します。

視点  
1

### 文化をはぐくむ人づくり

ここでは、次のような市民の姿を目指します。

- いつでも気軽に文化に触れる環境が整い、自ら活動に参加したくなる機会に恵まれている。
- 子どもや次の世代を担う人たちが活動を通じて広く育まれている。
- 自身の活動や地域の文化に誇りを感じ、様々な手法で関わりを持っている。

#### (1) 多様な選択肢の提供

文化に触れる多様な選択肢があり、自分に合った文化鑑賞や体験、活動に出会う豊かな機会を提供します。また、子どもの体験・鑑賞機会を充実させ、文化やその活動を継承していく担い手が育つ環境を整えます。

##### 施策1 文化を享受する機会及び選択肢の充実

- 文化に親しむ機会の創出（各文化施設における文化事業の鑑賞や制作などの参加型事業）
- 市民活動発表や表現の場の創造（静岡市民文化祭、静岡市芸術祭 など）
- 学びの場や活動への参加促進（生涯学習施設での講座、講演会、公演などの開催 など）
- 公共空間を活用した文化体験機会の提供（まちかどコンサート など）

##### 施策2 次世代の育成及び活動支援

- 子どもたちへの体験・学習機会の提供（各文化施設における学校等学習支援事業 など）
- 地域に根差した技術への興味関心促進（地場産品体験学習事業 など）
- アーティストの育成（まち劇スポット事業 など）
- 地域文化継承事業（文化財サポーター養成講座）

#### (2) シビックプライドの醸成

一人ひとりが地域の文化に誇りを感じて自らの意思で活動し、市民が愛着を持って文化活動を行う中でシビックプライドが醸成され、地域の豊かな文化に携わる人づくりを行います。

##### 施策3 地域への誇りや愛着を育むための機会の提供

- 地域への誇りや愛着を育む事業（羽衣まつり、静岡まつり、清水みなと祭り など）
- 次世代が伝統を継承する機会の創出（駿府本山お茶まつり事業 など）
- 地域の文化に対する意識を高める市民参画型の育成事業

視点  
2

## 文化がはぐくむ地域づくり

ここでは、次のような地域の姿を目指します。

- ・ 文化資源、伝統文化や景観を保存・継承し活用していくための場や環境が整い、実施されている。
- ・ 静岡の町並みや食、市民の人柄などを含めたあらゆる“静岡らしい”地域文化を「しずおか文化」として発信し、その魅力によって人々の興味関心が高まっている。

## 地域の魅力向上

静岡の文化資源や伝統文化、景観を次世代に伝える環境を整え、地域の魅力を育みます。

また、その保存や継承をしていくための手段や人材が確保され、多くの人々が誇りを感じるように様々な活用を行います。

## 施策4 しずおか文化等の保存・継承及び活用

- ・ 伝統的な文化の保存・継承事業（伝統工芸技術アーカイブス事業 など）
- ・ 地域の文化財の保存や創造的活用（三保松原保全活用事業、無形民俗文化財公開事業、史跡小島陣屋跡保存整備事業 など）
- ・ 地域資源の調査と創造的活用（駿府城跡天守台発掘調査見える化事業 など）
- ・ 地域の歴史文化の保存や魅力の発信（歴史博物館での収集や展覧会事業 など）

静岡らしい町並みや食、市民の人柄や景観、文化活動などあらゆる“静岡らしい”雰囲気を広く発信します。それによって市民を始めとする多くの人々の「しずおか文化」に対する興味関心を高めるほか、来静したいと感じる人を増加させます。

## 施策5 しずおか文化等の魅力の発信

- ・ 歴史に彩られた町並みの活用（東海道歴史街道まちあるき推進事業 など）
- ・ 地域の特性を活かした文化事業の実施（ホビーのまち推進事業、A級順位戦最終局～将棋界の一番長い日～ など）
- ・ 静岡の食や在来種などに関する文化の発信（静岡おでん祭、オクシズ・しずまえに関する事業 など）



ここでは、次のような人のつながりによるまちの姿を目指します。

- ・ 誰ひとり取り残さない理念に基づいた多様な文化事業が企画され、また施設等の環境が整備される事で、誰もが文化による心の充足を得る機会が提供されている。
- ・ 文化によって生まれた繋がりの中で、集う人々が互いのあるがままを受け入れ、文化を通じ心豊かな生活を送っている。
- ・ 市内の様々な「空間」で市民が文化を通じた居場所に出会い、緩やかな繋がりによって生きる喜びを感じている。

### (1) 誰ひとり取り残さない機会の提供

文化による繋がり(文化コミュニティ)の中で人々が互いのあるがままを受け入れ、年齢や性別、国籍、障がいや貧困などによらず誰もが文化に触れる公平な機会を創造し、誰ひとり取り残さないソーシャル・インクルージョンを達成します。

#### 施策6 誰もが参加可能で継続的な体験機会の提供

- ・ 幼少期からの豊かな体験機会の提供（こども園訪問コンサート、親子コンサート など）
- ・ 外出が難しい人達に向けた体験機会の提供（文化施設によるアウトリーチ事業 など）
- ・ 誰もが参加可能な表現の場の創造（ラウドヒル計画「ノーボーダース」による市民参加型舞台公演事業、静岡わいわいワールドフェア など）

#### 施策7 あるがままを受け入れる文化コミュニティの醸成

- ・ 多様なコミュニティが育つ種を蒔く事業（生涯学習施設での講座など）
- ・ 自分らしさを表現できる場の創造（文化施設でのボランティア活動など）
- ・ あるがままを受け入れる場の提供（ラウドヒル計画「ノーボーダース」など）
- ・ 多様な市民が持つ多様な文化を尊重し、高めあう事業（静岡わいわいワールドフェア など）

### (2) サードプレイスの増加

市内にある様々な空間で市民が文化を通じた居場所に出会えるよう、家や職場以外の居場所であるサードプレイスを創出します。その緩やかな繋がりによって、生きる喜びを感じられる機会を増加させます。

#### 施策8 心地よい空間の創出及び公共施設の有効活用

- ・ 各々が楽しめる時間や空間を提供する事業（SHIZUOKA PICNIC GARDEN など）
- ・ 気軽に立ち寄れる居場所の創出
- ・ 身近な空間を活用したまちづくり（文化施設や生涯学習施設の有効活用 など）
- ・ 人と人との緩やかな繋がり創出する事業

視点  
4

## 文化でにぎわうまちづくり

ここでは、次のようなにぎわいによるまちの姿を目指します。

- 文化事業や文化に携わる人などの情報を国内外に向けて発信する環境が整備され、それぞれのターゲットに合わせた手段で積極的に発信されている。
- 大規模で魅力的な文化事業が開催され、多くの人々が来静する事でまちが生き生きと賑わい、観光交流が活性化している。
- 市内のあらゆる場で文化による交流が盛んに行われ、人々の交流によって新たな文化事業が創造されている。
- 市民一人ひとりが主役となる「まちは劇場」を推進し、365日わくわくドキドキがあふれるまちづくりを行います。

## 多様なにぎわいの創出

国内外に向けた情報発信の基盤を整え、積極的な発信の機会を充実させます。文化の力で、多くの人を静岡に呼び込み、また市内の様々な場で文化による交流が盛んに行われ新たな文化が創造されるなど、まちのにぎわいを生み出します。

## 施策9 文化事業等の情報を発信する機会の充実と環境整備

- 国外に向けた情報発信（海外プロモーション事業 など）
- 市外に向けた静岡の魅力の発信（芹沢芸術を活用した情報発信）
- 新しい静岡のブランディング発信（フィルムコミッション事業、静岡市プラモデル化計画 など）
- SNSなどのツールを用いた多様な情報発信手段の拡充

## 施策10 交流を活性化するための国内外に向けた文化事業の開催

- 市民が運営やサポートに参加できる文化事業の開催（静岡まつり、清水みなと祭り、大道芸ワールドカップ in 静岡 など）
- アーティスト同士の交流促進（静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター管理運営業務）
- 分野を跨いだ文化事業の開催（静岡・音楽館×科学館×美術館 共同事業）



## 第5章 / 推進体制

ここでは、主体別の役割分担と、今後の進捗管理について述べています。

### 1 推進主体の役割

本計画は、静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例に基づき、各主体がそれぞれの責務にのっとり相互に連携及び協働しながら文化のちからにより、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現に向けた取組を展開していきます。

#### (1) 市の役割

- ① 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② 市は、文化の振興に関する施策を行うに当たり、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図ります。
- ③ 市は、文化の振興に関する施策を実現するために必要な財政上の措置を行うよう努めます。
  - ◆ 市民が、高度で多彩な文化に触れあえる機会の充実に努めます。
  - ◆ 市民が文化を魅力として発信し、国内外の多くの人々が「しずおか文化」を体験できる機会の提供を推進します。

#### (2) 公益財団法人静岡市文化振興財団の役割

静岡市文化振興財団は、長年の経験で培った人脈や専門知識等を活用し、計画の主要な推進主体として、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による創造的な文化活動を支援します。

- ◆ 高い専門性やノウハウ、ネットワークを活かして、魅力ある「しずおか文化」の創造・継承・発信をします。

「静岡市文化振興財団」は、静岡市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与する事を目的に設置された市の外郭団体です。

これまでに培った経験や実績の蓄積を活かし、静岡市の文化政策を具現化するために必要不可欠な存在として、市民主体の「しずおか文化」を新たに創造していくためのパートナーとしての役割を担っています。第2期となる本計画でもその関係性を維持していくほか、財団が本計画の基本的施策に基づいた事業を推進するための体制拡充を求め、本市が理想とする文化政策の実現に向け、より強固な関係を築いていく必要があります。





### (3) 市民に期待される役割

市民には、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むことが求められます。

- ◆ 文化イベントの運営等への積極的な参画により、市民の感性や創意工夫が活かされ、文化そのものの活性化につながります。
- ◆ 日頃から、多彩で高度な文化に触れる機会を持つことで、文化に対する意識の高揚を図り、豊かな感性を育むことができます。

### (4) 文化団体に期待される役割

文化団体には、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成することが求められます。

- ◆ 同じ趣味や興味を持つ人々の集まりとして、文化活動の基盤となるとともに、団体間で連携することにより、活動の質の向上が期待されます。
- ◆ 市民文化を推進する主体となり、個人活動を支援することにより、次代の担い手の育成につながります。

※ 「文化団体」とは、文化活動を行う法人その他の団体をいいます。

### (5) 事業者期待される役割

事業者には、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興することが求められます。

- ◆ 地域の文化振興を地域経済の活性化へとつなげるため、積極的に文化事業への協賛、支援を行い、市民と連携することにより、活動の活性化に寄与することが期待されます。
- ◆ 事業所で働く者が、余暇等を活用し充実した文化活動を行うことができるよう、活動を支援する環境の整備が望まれます。

※ 「事業者」とは、市内において事業活動を行う民間企業等をいいます。

### (6) 教育機関に期待される役割

教育機関は、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、時代を担う子供に対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行います。

- ◆ 本物の文化に触れる機会の充実を図るなど、子どもの豊かな情操を養うための文化教育が重要になります。
- ◆ 施設間の連携を図り、市民が専門的で高度な文化活動に参加できる環境を整えることにより、次代の文化を担う人材の育成を図ります。

※ 「教育機関」とは、学校、図書館、博物館等をいいます。

## 2 市内の主な文化関係施設の役割

本市は、文化振興施策を進めるため、静岡市民文化会館をはじめ、静岡市美術館など、多くの施設を整備、運営し、それらは市民の文化活動の拠点となる施設として文化振興の中核的な役割を担ってきました。

今後も、誰もが文化活動を楽しむことができる環境を整備するため、文化施設の適正な維持管理に努め、ソフトとハードを有機的に結びつけ、豊かな地域資源を活かした文化事業や質の高い文化創造活動、鑑賞機会の充実などを図りながら、個性あふれる文化を創造し、地域への誇りを培っていきます。

### ● 静岡市民文化会館

(葵区駿府町2番90号)

市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、芸術文化活動の発表の場や、コンサート、演劇、展覧会など様々な芸術文化に触れる機会の拡充を図るため、各種事業を展開します。



### ● 静岡市清水文化会館マリナート

(清水区島崎町214番地)

市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、市民が芸術文化に触れることができる機会を拡充し、感性豊かな鑑賞者の育成を図り、多彩な文化の承継と独自文化の創造の実現を目指すとともに、清水都心のにぎわい創出を図るため、各種事業を展開します。



### ● 静岡音楽館AOI

(葵区黒金町1番地の9)

市民の音楽に対する関心を高め、市民文化の向上を図るための施設として設置され、多彩なコンサートや講座を通じ、鑑賞者の拡大と新たな担い手の発掘、支援や若い聴衆の育成により、芸術文化の継承を図るとともに、静岡から発信する芸術文化の創造、発展を目指し、各種事業を展開します。





### ● 静岡市美術館

(葵区紺屋町 17 番地の 1)

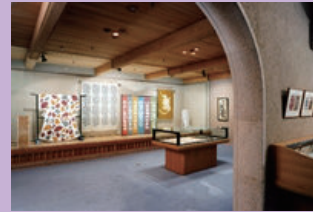
多様な美術表現を広く市民に公開し、静岡市の特色ある美術文化の創造と発信を行い、及び美術文化の交流を促進することにより、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民の美術文化を振興するための施設として設置され、展覧会等の各種事業を展開します。



### ● 静岡市立芹沢銈介美術館

(駿河区登呂五丁目 10 番 5 号)

芹沢芸術を永く後世に伝えるとともに、美術に関する知識の向上と文化の発展に寄与するための施設として設置され、芹沢作品及び美術コレクションの保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。



### ● 静岡市東海道広重美術館

(清水区由比 297 番地の 1)

市民の美術に対する関心を高め、市民の芸術文化の向上を図る施設として設置され、美術作品及び資料の収集、保管、研究を行うとともに、展覧会等の各種事業を展開します。



### ● 静岡市立登呂博物館

(駿河区登呂五丁目 10 番 5 号)

登呂遺跡に関する知識の向上と文化の発展に寄与するための施設として設置され、登呂遺跡に関する資料の収集及び保管、研究を行うとともに、おれらの展示と教育普及をはじめとする各種事業を展開します。



### ● 静岡科学館る・く・る

(駿河区南町 14 番 25 号)

市民が自ら体験することを通して身近な科学に親しみ、科学への関心を高める場を提供する事により、市民の想像力及び感性の向上に資するため、各種事業を展開します。



### ● 中勸助文学記念館

(葵区新間 1089 番地の 120)

本市にゆかりの作家・中勸助氏の顕彰と文学の拠点となる施設として設置され、文学作品その他関係資料の保存、展示を行うとともに、文学に関する各種事業を展開します。



### ● 静岡市民ギャラリー

(葵区追手町 5 番 1 号)

絵画、彫塑、書、工芸その他の美術作品の展示等の場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るための施設として設置され、多くの市民が芸術作品を発表、鑑賞できる機会を提供し、市民の活発な文化活動を支援します。



### ● 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター (CCC)

(葵区七間町 15 番地の 1)

文化・クリエイティブ産業の振興を図るとともに、地域文化の振興及び地域経済の活性化に寄与する施設として設置され、クリエイターと事業者とのビジネスマッチングやパフォーミングアーツ支援など、各種事業を展開します。



### ● 静岡市歴史博物館

(葵区追手町 4 番 16 号)

地域の歴史に関する資料の収集、展示を行うとともに、歴史に関する調査研究及び地域の歴史的価値の発信を行うことにより、教育、学術及び文化の発展並びに歴史を媒介とした交流の促進に資するため、各種事業を展開します。



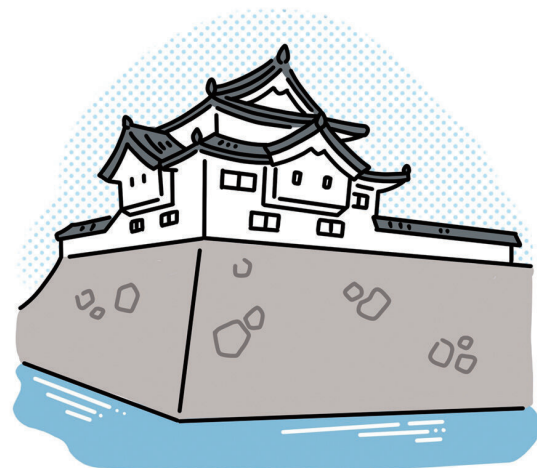
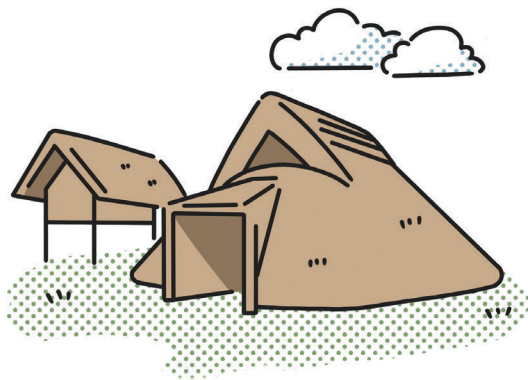
**● 静岡市三保松原文化創造センター（みほしるべ）**

（清水区三保 1338 番地の 45）

三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造を図るとともに、三保松原を訪れる方々に対し名勝及び世界遺産である三保松原の価値及び魅力の発信、観光情報の提供、松原の保全に係る普及啓発を図るため、各種事業を展開します。



このほか市内には、生涯学習施設や、静岡県立美術館、静岡県舞台芸術公園などの県有施設をはじめ、民設の美術館、博物館、ギャラリー、ホール、スタジオなど、さまざまな文化関係施設があります。それぞれの特性を活かし、連携を図りながら、文化を創造する拠点としての役割を担います。



### 3 計画の進捗管理と評価

各施策に位置づける事業について、年度ごとに実施計画の実績を取りまとめ、文化団体を代表する者、学識経験者、事業者を代表する者、公募市民による委員で構成される「静岡市文化振興審議会」に報告を行い、専門的な見地や市民意見を反映し評価を行います。

また、計画期間の中間年次に、計画全体の進捗状況について検証を行い、そこで出された成果、課題、対応策などの意見を踏まえ、必要に応じ計画内容や実施事業の見直し等を行います。

### 4 計画全体の成果指標

計画の最終的な進捗状況の検証の参考とするため、令和3年度に実施された市民意識調査の結果を参考に、下記の4つの指標を設定し、本市の文化振興施策の推進を図ります。

参考：「静岡市の文化に関する市民意識調査（令和3年度）」

#### ◆ 文化をはぐくむ人づくり

普段から、文化鑑賞や創作・参加を通じた体験などの活動をしている市民の割合

令和3（2021）年度

82.6%



令和12（2030）年度

85%

#### ◆ 文化をはぐくむ地域づくり

静岡市は、歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う市民の割合

令和3（2021）年度

58.9%



令和12（2030）年度

70%

#### ◆ 文化でつながるまちづくり

自分自身は、家族や職場・学校以外で文化による「人とのつながり」を持つ機会があると答えた市民の割合

令和3（2021）年度

54.3%



令和12（2030）年度

65%

#### ◆ 文化でにぎわうまちづくり

自分自身や周りの人は、祭りやイベントなどの文化事業に参加したり、交流したりする機会があると答えた市民の割合

令和3（2021）年度

43.5%



令和12（2030）年度

55%

本市市内における文化による交流客数の増加

令和3（2021）年度

7,332,000 人



令和12（2030）年度

7,558,000 人



# 参 考 資 料

---

- 1 静岡市の文化に関する市民意識調査結果
- 2 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例
- 3 静岡市文化振興審議会委員名簿
- 4 策定経緯

# 1 静岡市の文化に関する市民意識調査結果

## (1) 調査の目的

文化の振興に関する計画を策定するための基礎資料として、市民の文化に対する意識や文化活動の実施状況について調査し、今期計画における最終報告ならびに次期計画策定に向けた方向性や指標設定の検討に必要なデータ収集を行うことを目的とします。

## (2) 調査の概要

調査対象： 静岡市在住の20歳以上の方

調査方法： 無作為抽出による郵送配布・郵送回収

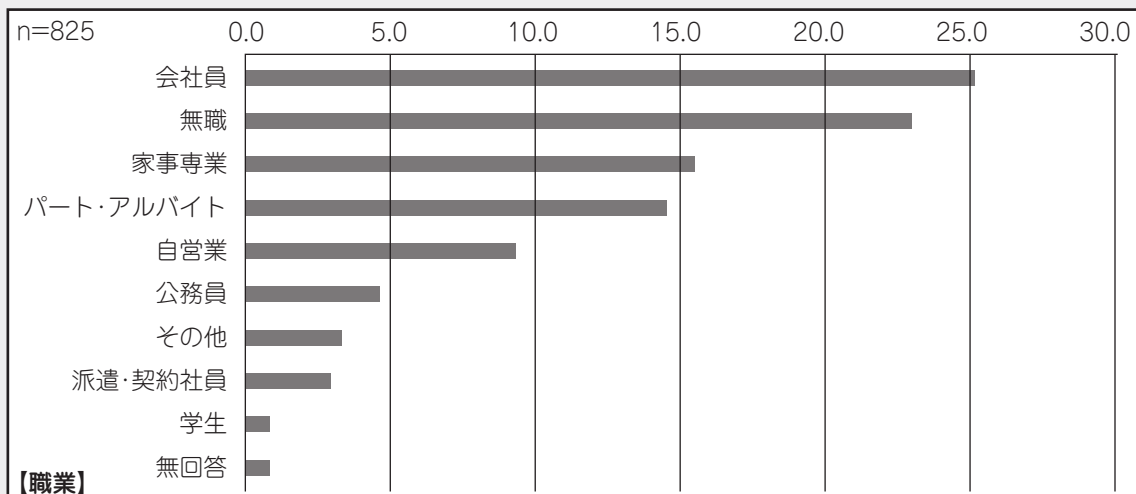
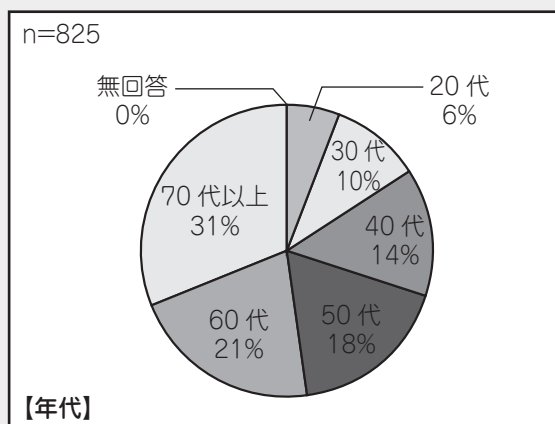
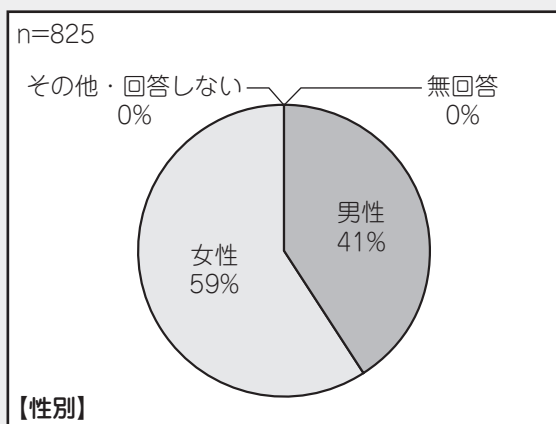
調査期間： 令和3年12月16日（木）から令和4年1月13日（木）

発送数： 2,000通

有効回収数： 825人（有効回収率：41.3%）

## (3) 調査結果の概要

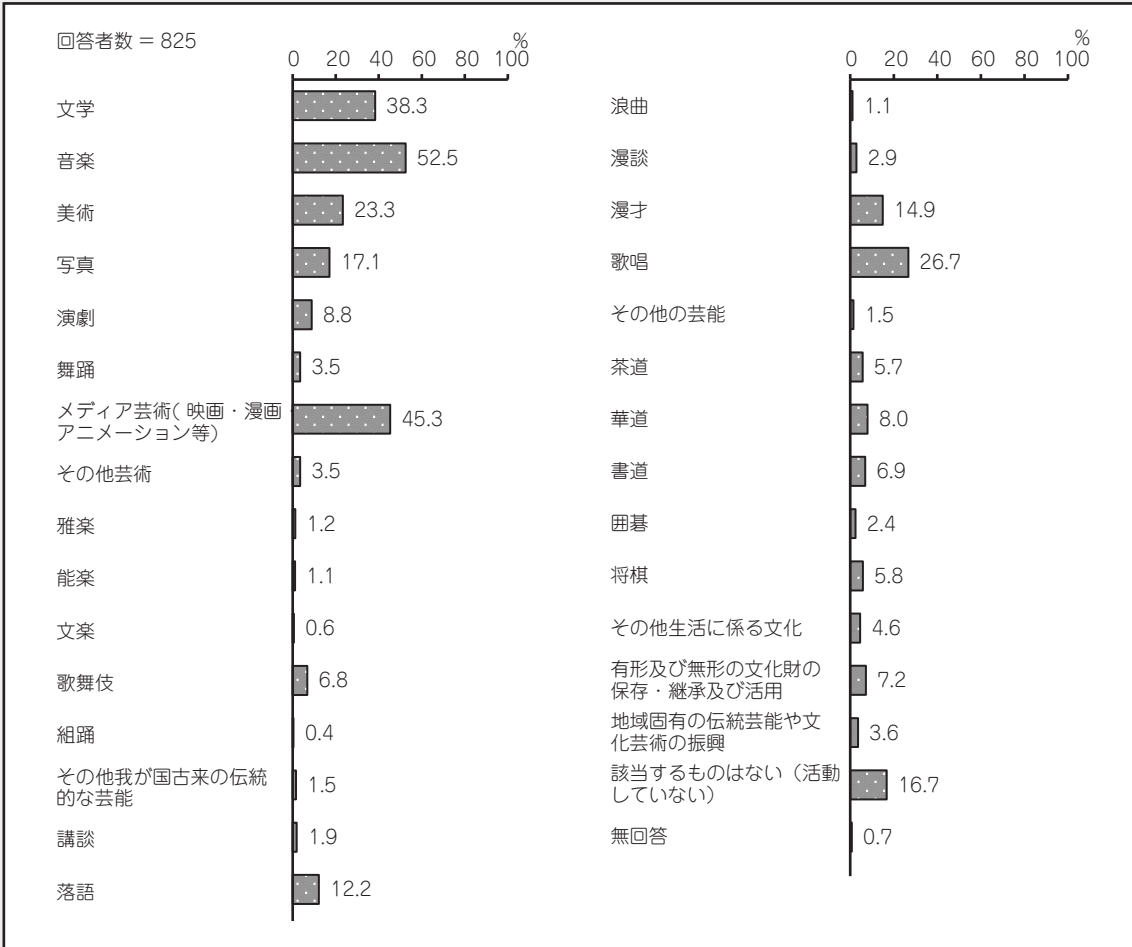
### 【回答者について】





問2-1

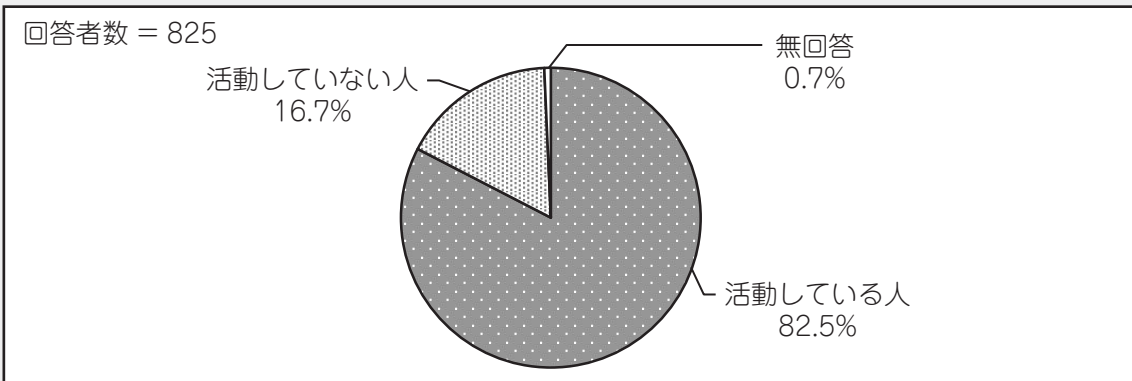
あなたが普段行っている文化活動・鑑賞・体験をしている文化は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)



「音楽」の割合が52.5%と最も高く、次いで「メディア芸術(映画・漫画・アニメーション等)」の割合が45.3%、「文学」の割合が38.3%となっています。

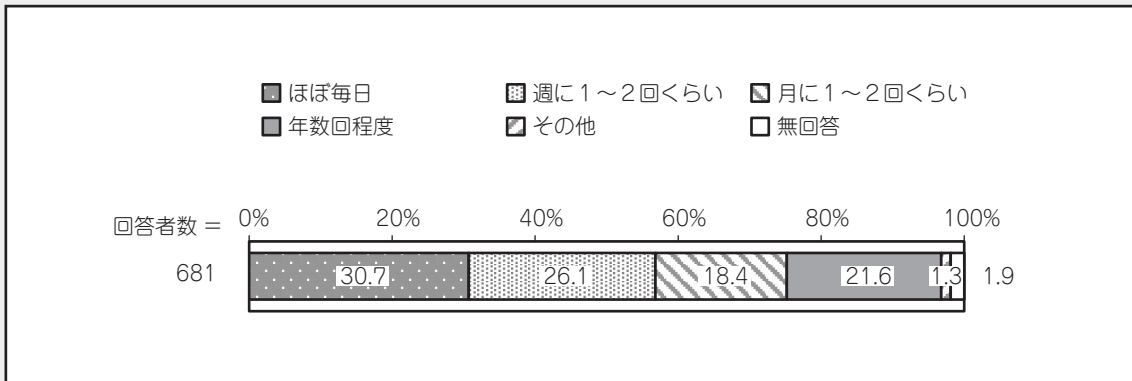
● 活動の有無での分析

「活動している人」の割合が82.5%、「活動していない人」の割合が16.7%となっています。



## 問2-2

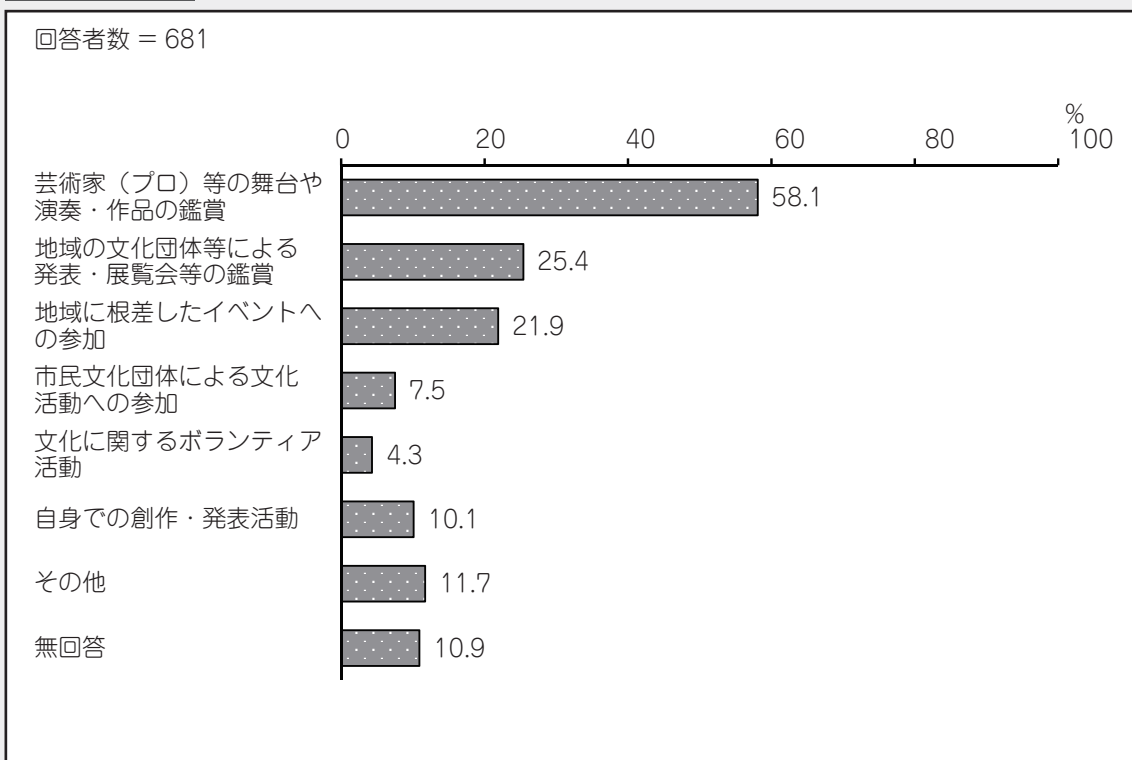
あなたは普段、どのくらいの頻度で文化活動・鑑賞をしていますか。  
(〇は1つだけ)



「ほぼ毎日」の割合が30.7%と最も高く、次いで「週に1~2回くらい」の割合が26.1%、「年数回程度」の割合が21.6%となっています。

## 問2-3

あなたは具体的にどのような文化活動・鑑賞をしていますか。  
(〇はいくつでも)



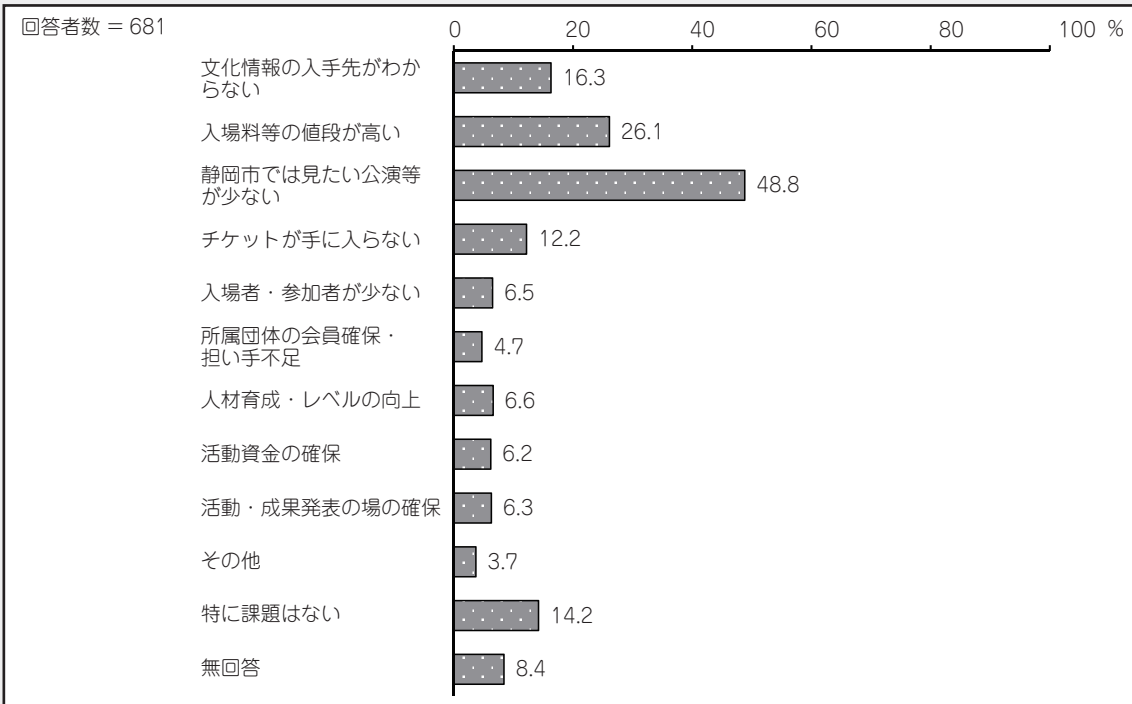
「芸術家（プロ）等の舞台や演奏・作品の鑑賞」の割合が58.1%と最も高く、次いで「地域の文化団体等による発表・展覧会等の鑑賞」の割合が25.4%、「地域に根差したイベントへの参加」の割合が21.9%となっています。





**問2-4**

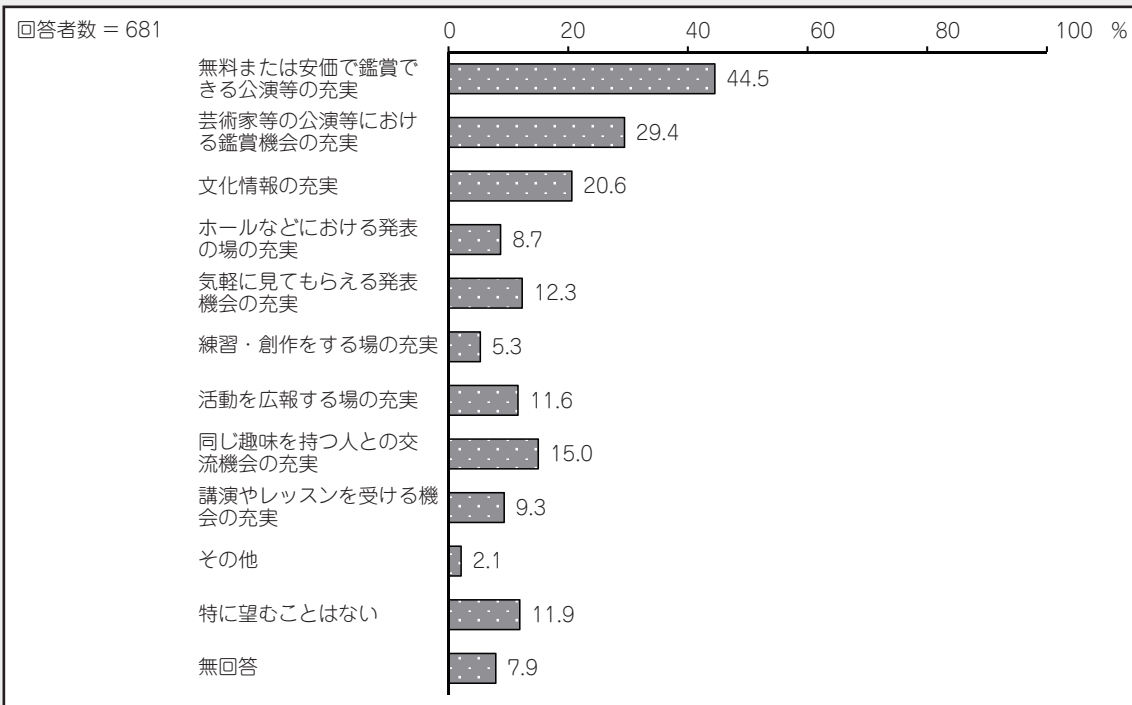
**あなたが文化活動・鑑賞をしていて、課題に思うことは何ですか。  
(〇は3つまで)**



「静岡市では見たい公演等が少ない」の割合が48.8%と最も高く、次いで「入場料等の値段が高い」の割合が26.1%、「文化情報の入手先がわからない」の割合が16.3%となっています。

**問2-5**

**あなたが文化活動・鑑賞するうえで、望むことはありますか。  
(〇は3つまで)**

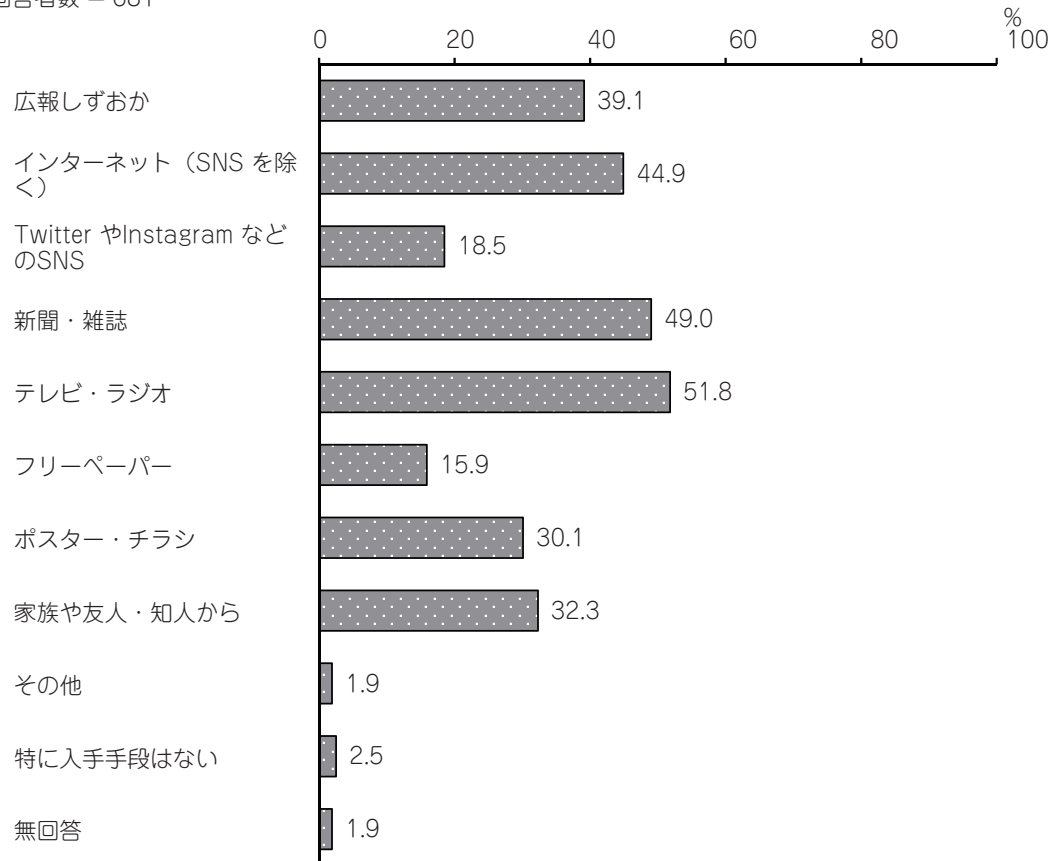


「無料または安価で鑑賞できる公演等の充実」の割合が44.5%と最も高く、次いで「芸術家等の公演等における鑑賞機会の充実」の割合が29.4%、「文化情報の充実」の割合が20.6%となっています。

## 問2-6

あなたは普段、文化に関する情報をどこで入手していますか。  
(〇はいくつでも)

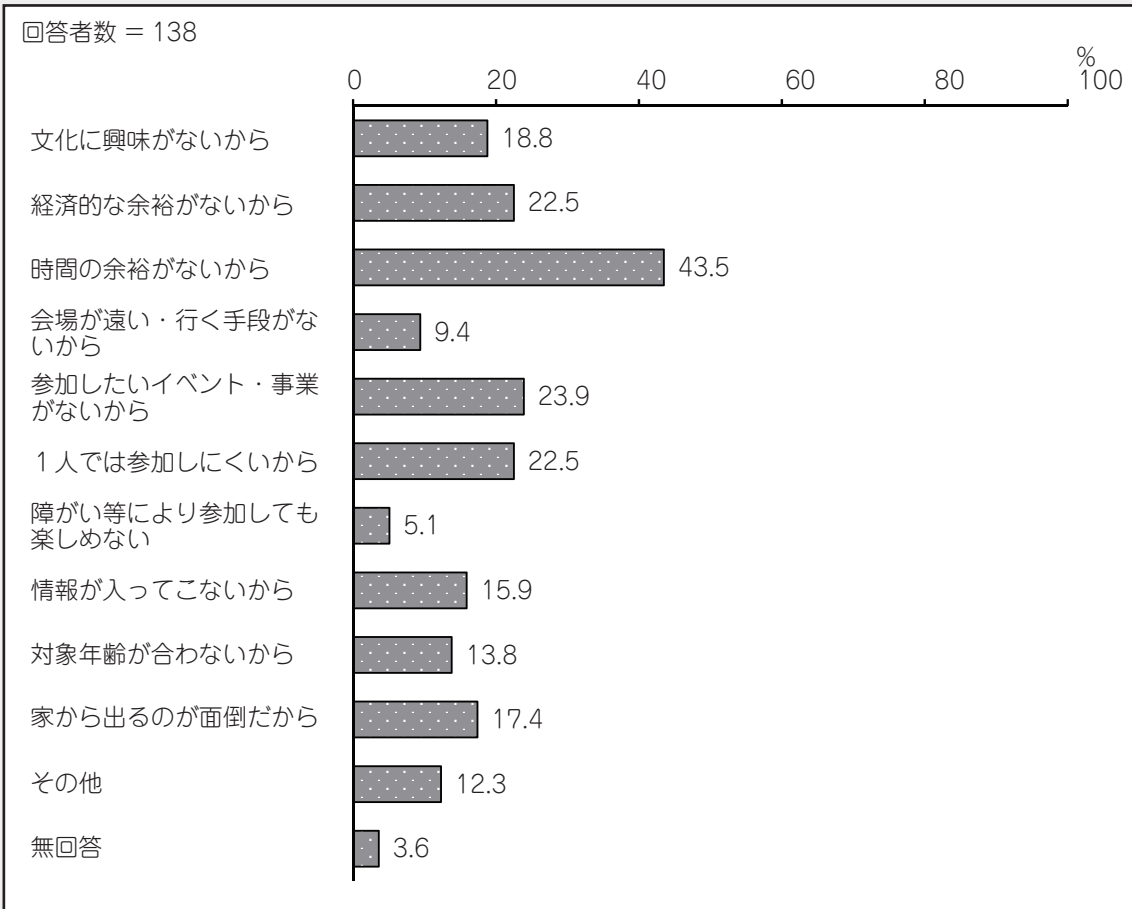
回答者数 = 681



「テレビ・ラジオ」の割合が51.8%と最も高く、次いで「新聞・雑誌」の割合が49.0%、「インターネット (SNS を除く)」の割合が44.9%となっています。

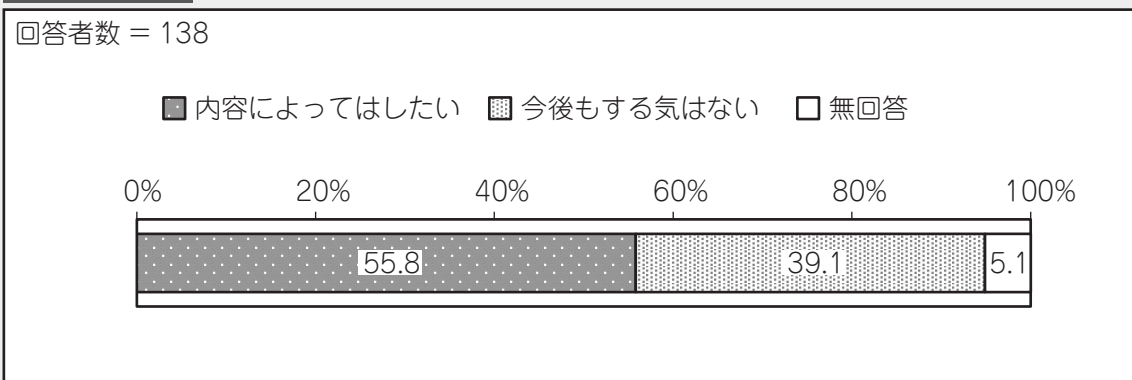


**問3-1** 「問2-1」で該当するものはない（活動していない）と回答した方にお伺いします。その理由を教えてください。（〇はいくつでも）



「時間の余裕がないから」の割合が43.5%と最も高く、次いで「参加したいイベント・事業がないから」の割合が23.9%、「経済的な余裕がないから」、「1人では参加しにくいから」の割合が22.5%となっています。

**問3-2** 今後、内容によっては文化活動や鑑賞・体験をしたいと思いませんか。（〇は1つだけ）

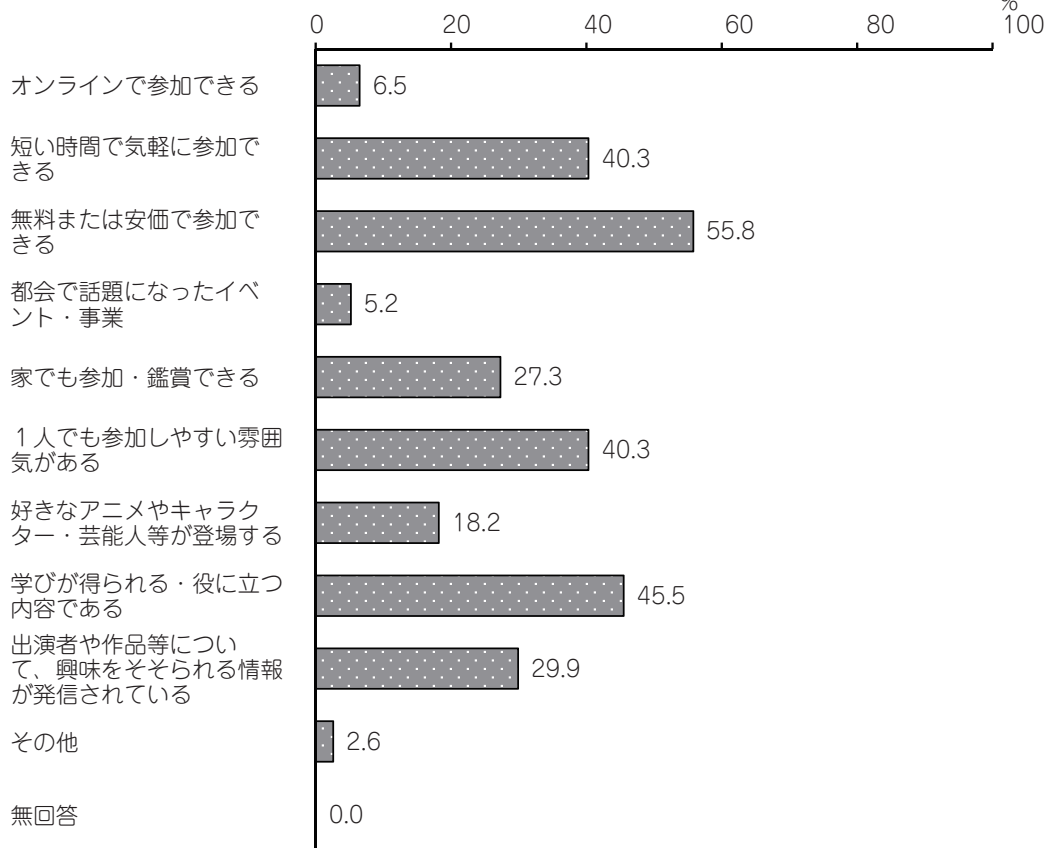


「内容によってはしたい」の割合が55.8%、「今後もする気はない」の割合が39.1%となっています。

### 問3-3

どのようなイベント・事業内容なら参加してみたいと思いますか。  
(〇はいくつでも)

回答者数 = 77

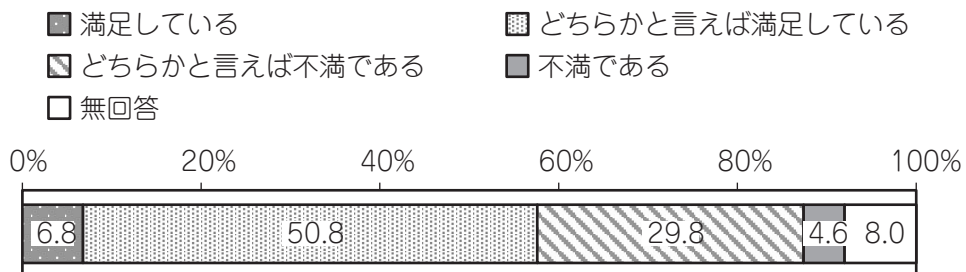


「無料または安価で参加できる」の割合が55.8%と最も高く、次いで「学びが得られる・役に立つ内容である」の割合が45.5%、「短い時間で気軽に参加できる」、「1人でも参加しやすい雰囲気がある」の割合が40.3%となっています。

### 問6

静岡市が行っている文化事業や文化施設の運営等について満足していますか。(〇は1つだけ)

回答者数 = 825

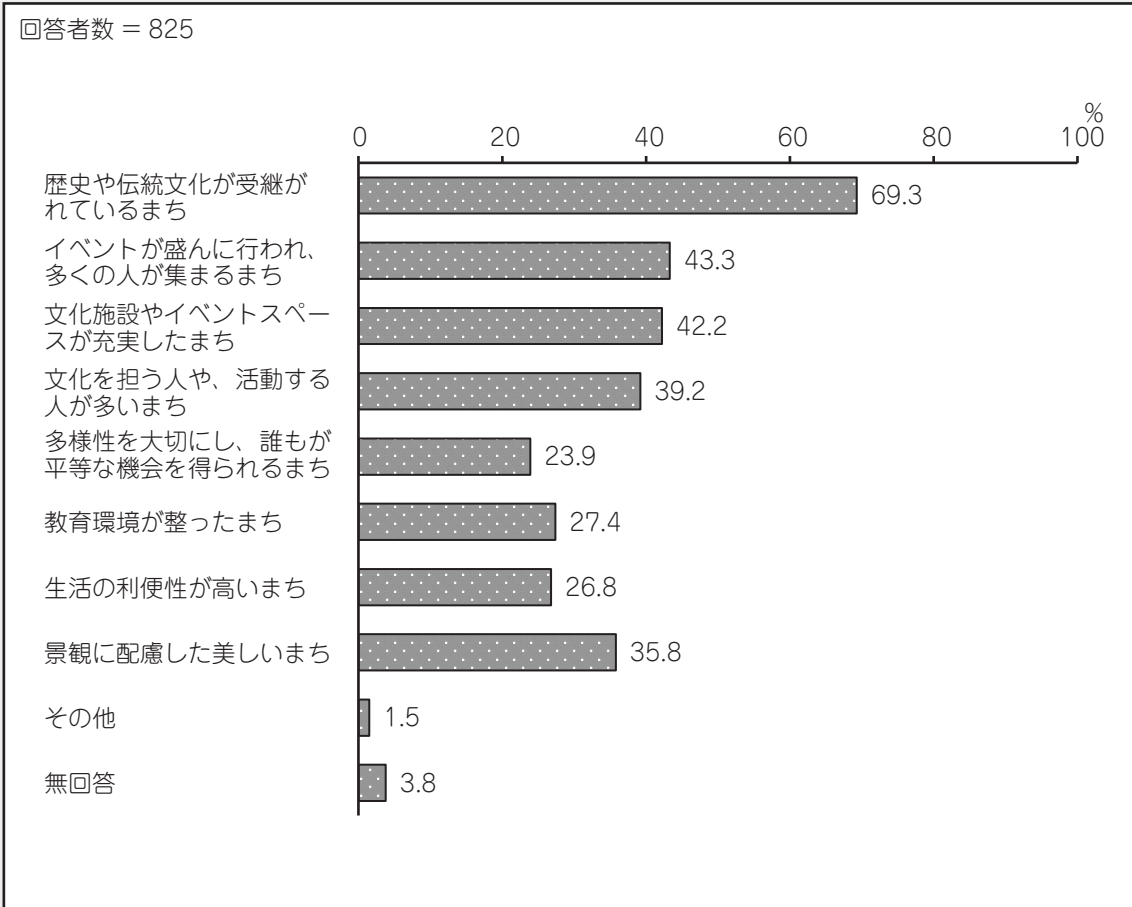


「どちらかと言えば満足している」の割合が50.8%と最も高く、次いで「どちらかと言えば不満である」の割合が29.8%となっています。



**問7**

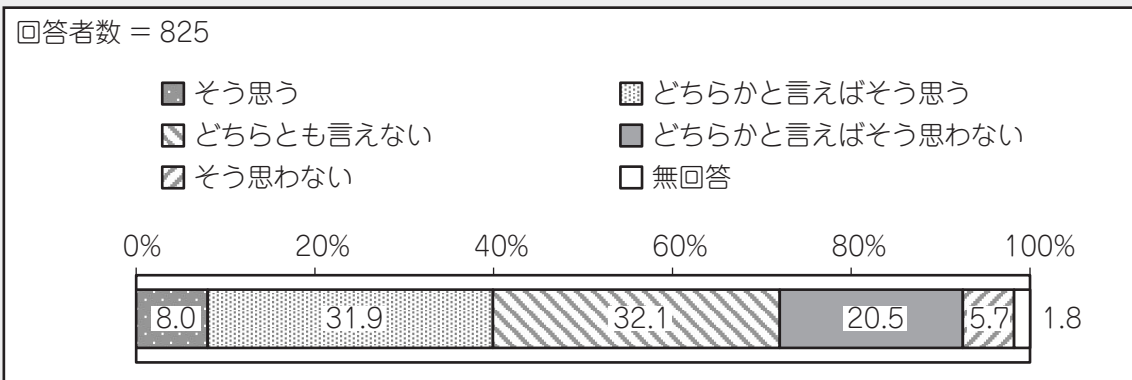
「文化的なまち」という言葉から、どのようなまちをイメージしますか。  
(〇はいくつでも)



「歴史や伝統文化が継がれているまち」の割合が69.3%と最も高く、次いで「イベントが盛んに行われ、多くの人が集まるまち」の割合が43.3%、「文化施設やイベントスペースが充実したまち」の割合が42.2%となっています。

**問8**

静岡市は、身近に文化が感じられるまちだと思いますか。  
(〇は1つだけ)

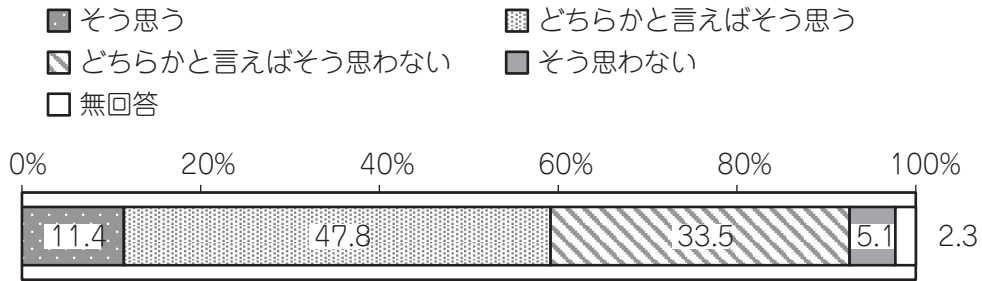


「どちらとも言えない」の割合が32.1%と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思う」の割合が31.9%、「どちらかと言えばそう思わない」の割合が20.5%となっています。

### 問9

静岡市は、歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思いますか。(〇は1つだけ)

回答者数 = 825

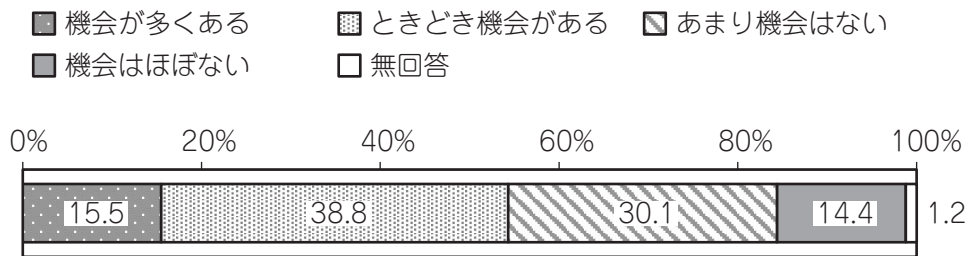


「どちらかと言えばそう思う」の割合が47.8%と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思わない」の割合が33.5%、「そう思う」の割合が11.4%となっています。

### 問10

あなたは、家族や職場・学校以外で「人とのつながり」を持つ機会がありますか。(〇は1つだけ)

回答者数 = 825

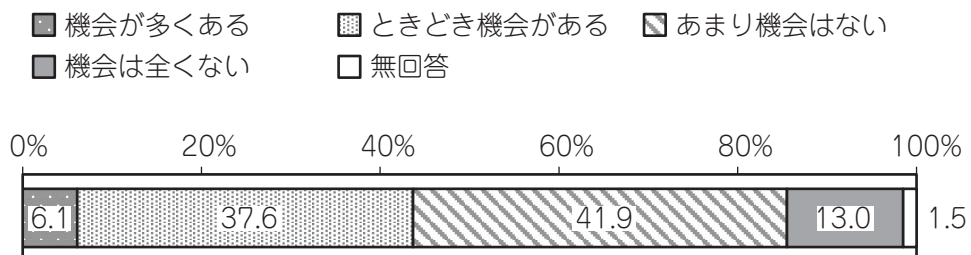


「ときどき機会がある」の割合が38.8%と最も高く、次いで「あまり機会はない」の割合が30.1%、「機会が多くある」の割合が15.5%となっています。

### 問11

あなたやあなたの周りの人は、祭りやイベントなどの文化事業に参加したり、交流したりする機会がありますか。(〇は1つだけ)

回答者数 = 825



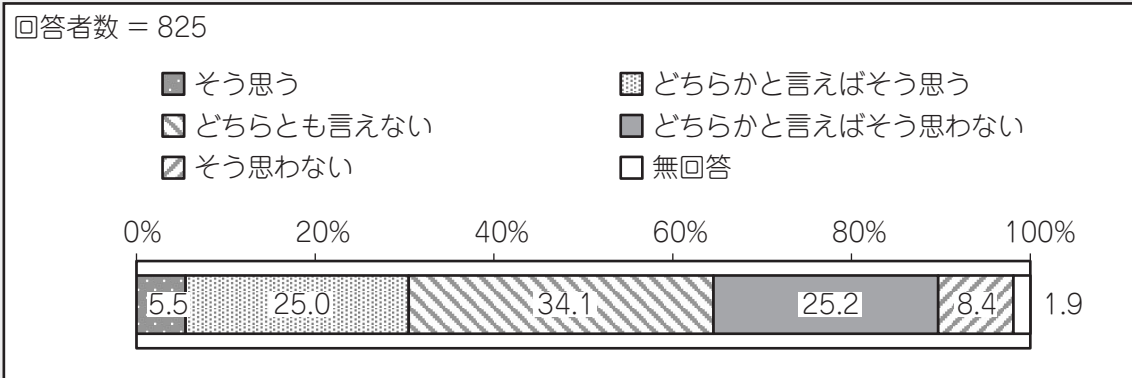
「あまり機会はない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「ときどき機会がある」の割合が37.6%、「機会が全くない」の割合が13.0%となっています。





**問12**

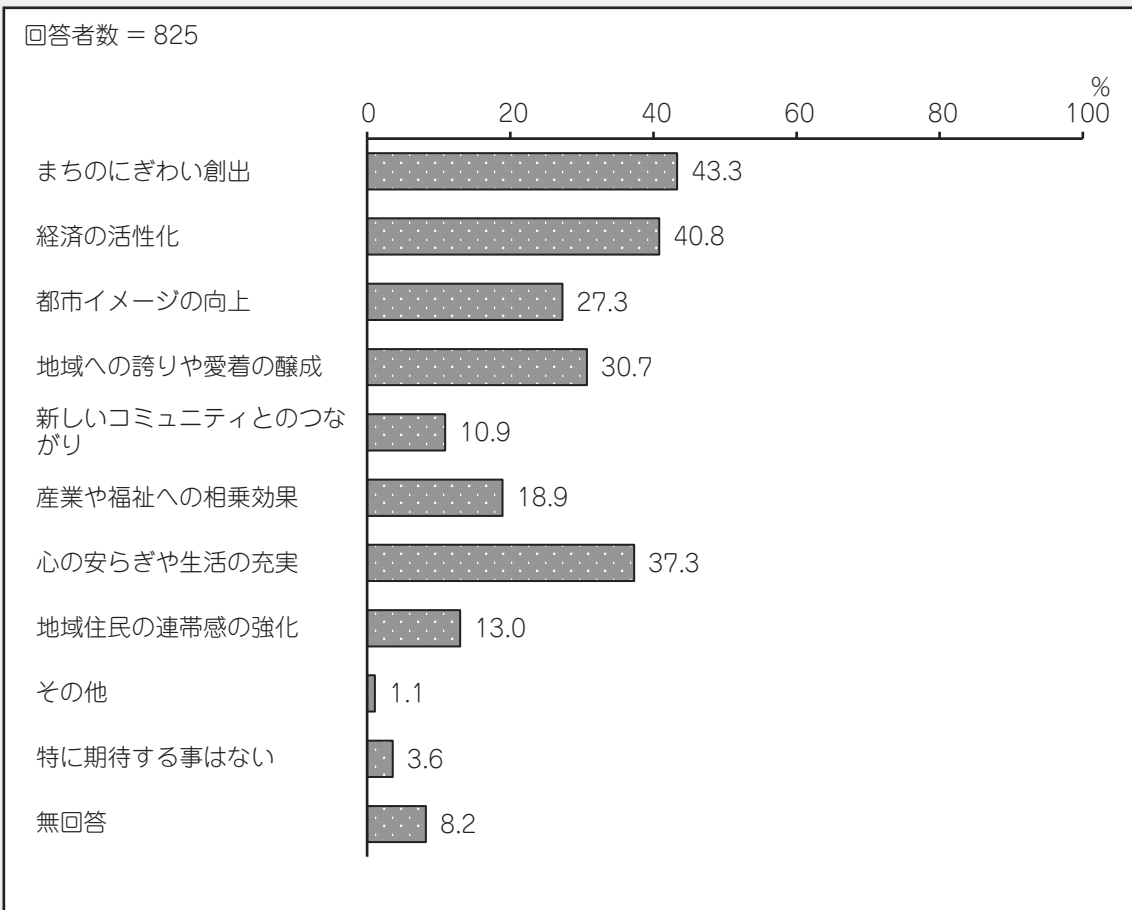
静岡市は、文化を活かしてにぎわいが生まれているまちだと思いますか。(〇は1つだけ)



「どちらとも言えない」の割合が34.1%と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思わない」の割合が25.2%、「どちらかと言えばそう思う」の割合が25.0%となっています。

**問16**

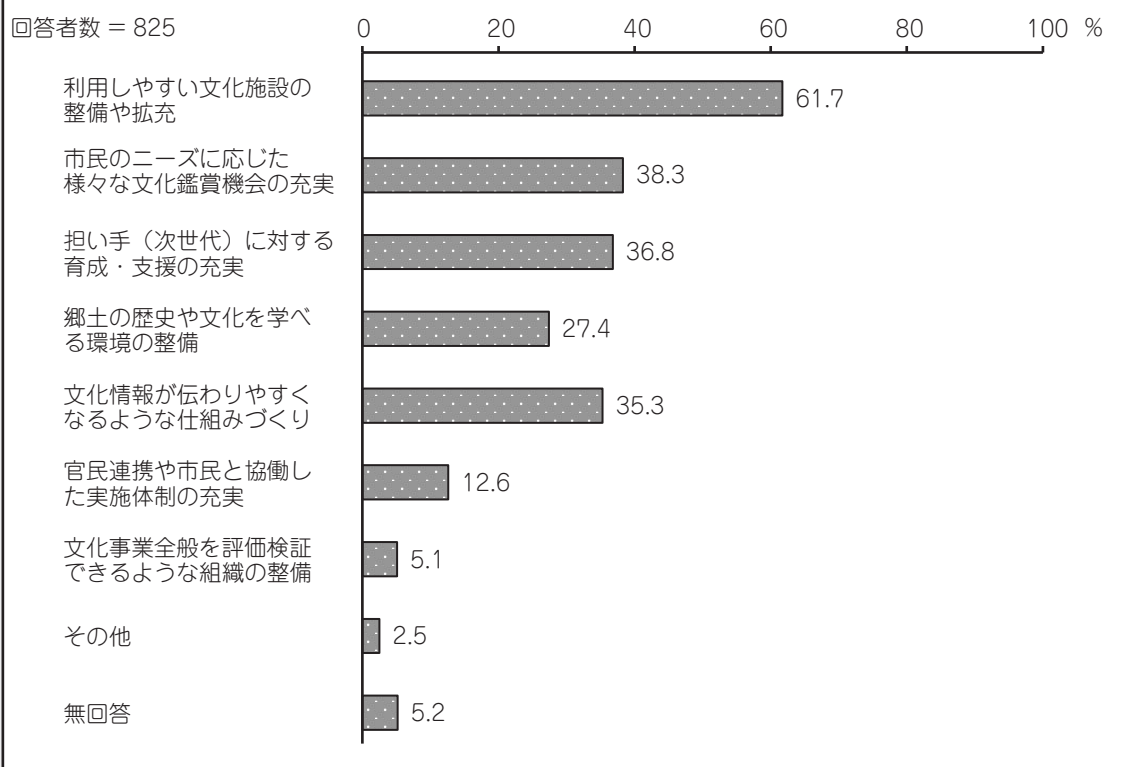
文化活動が充実することにより、あなたが期待する効果は何ですか。(〇は3つまで)



「まちのにぎわい創出」の割合が43.3%と最も高く、次いで「経済の活性化」の割合が40.8%、「心の安らぎや生活の充実」の割合が37.3%となっています。

## 問17

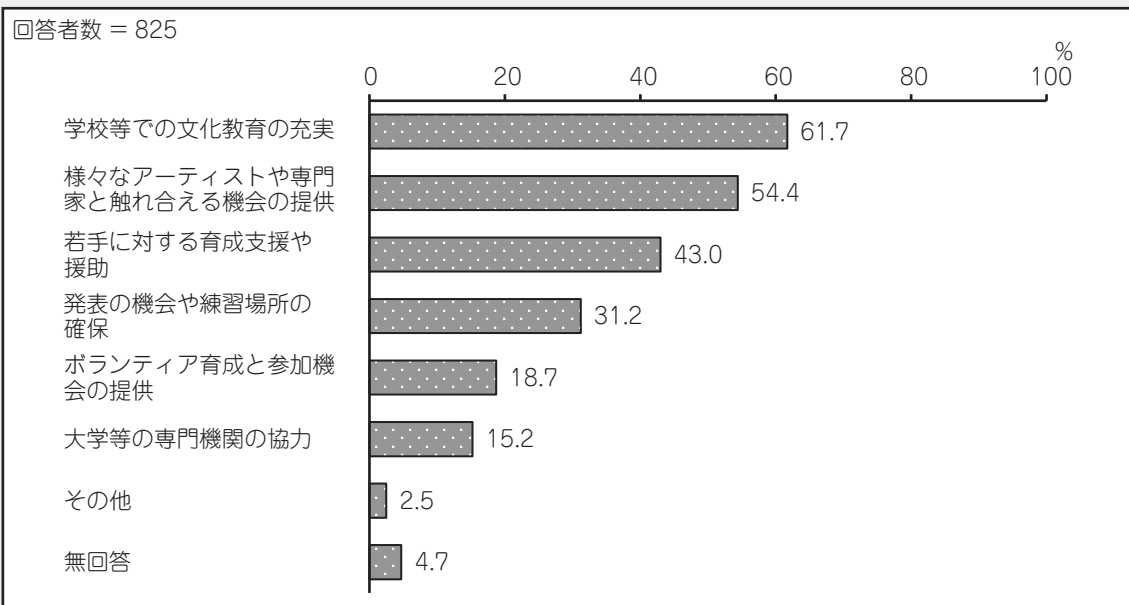
文化活動を行う環境をよりよくするためには、どのような取組みが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



「利用しやすい文化施設の整備や拡充」の割合が61.7%と最も高く、次いで「市民のニーズに応じた様々な文化鑑賞機会の充実」の割合が38.3%、「担い手(次世代)に対する育成・支援の充実」の割合が36.8%となっています。

## 問18

文化の担い手を育成する(次世代に文化を繋いでいく)には、どのような取組みが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

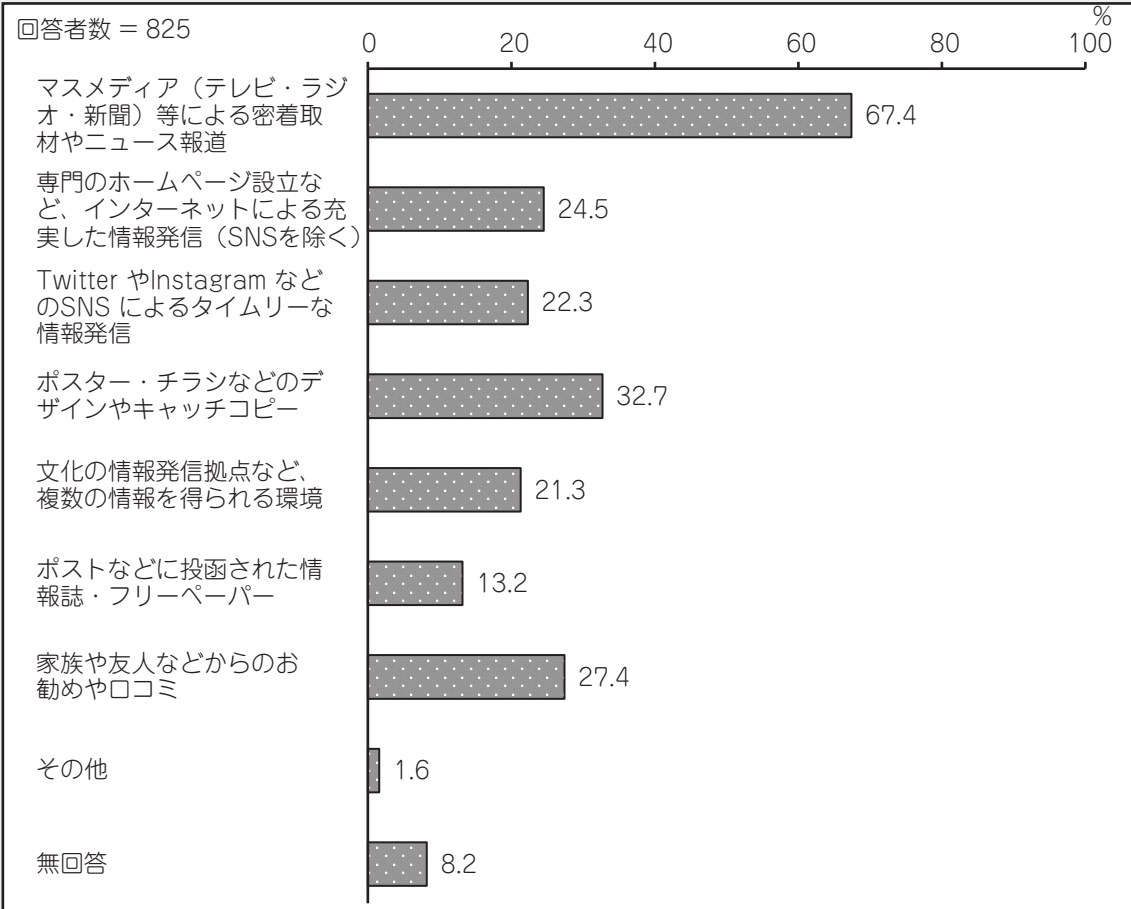


「学校等での文化教育の充実」の割合が61.7%と最も高く、次いで「様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」の割合が54.4%、「若手に対する育成支援や援助」の割合が43.0%となっています。



**問19**

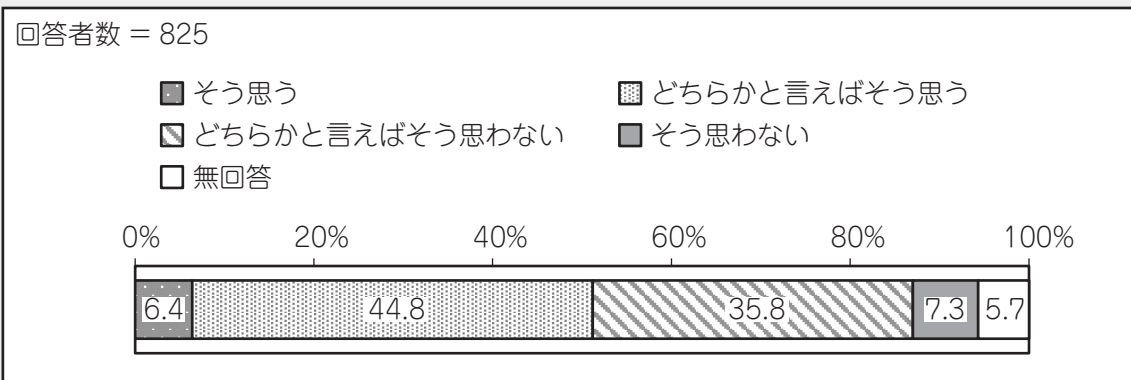
イベントや文化事業に参加してみたいと心を動かされる情報媒体はどのようなものですか。(〇は3つまで)



「マスメディア（テレビ・ラジオ・新聞）等による密着取材やニュース報道」の割合が67.4%と最も高く、次いで「ポスター・チラシなどのデザインやキャッチコピー」の割合が32.7%、「家族や友人などからの勧めや口コミ」の割合が27.4%となっています。

**問20**

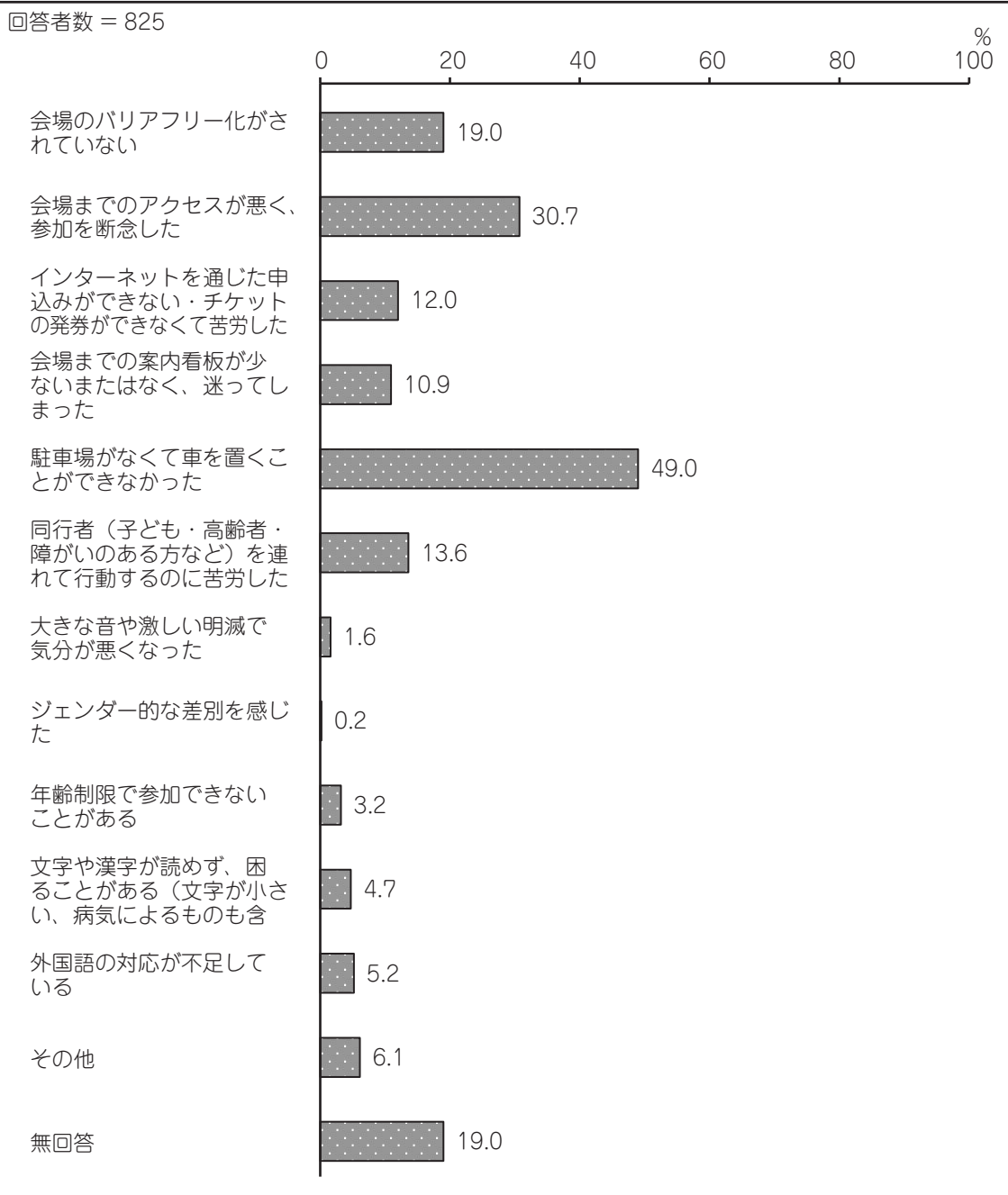
静岡市は年齢、障がい、性別など様々な要因に関わらず、誰もが文化施設を利用したり、祭りやイベント・文化活動に参加しやすいまちだと思いますか。(〇は1つだけ)



「どちらかと言えばそう思う」の割合が44.8%と最も高く、次いで「どちらかと言えばそう思わない」の割合が35.8%となっています。

## 問 2 1

あなたが普段、文化施設を利用したり、文化活動に参加する際、身体的または精神的に不便に感じたり改善したらいいと感じたことはありますか。(〇はいくつでも)



「駐車場がなくて車を置くことができなかった」の割合が49.0%と最も高く、次いで「会場までのアクセスが悪く、参加を断念した」の割合が30.7%、「会場のバリアフリー化がされていない」の割合が19.0%となっています。



## 2 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例

平成 28 年 3 月 18 日

条例第 21 号

芸術文化、歴史文化に代表される文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性を育むために必要なものです。

また、文化の持つ創造性や、地域の文化資源は、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出すちからとなります。

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域と豊かな自然環境に恵まれ、歴史的にも東西交通の要衝として栄えてきました。加えて、国の特別史跡である登呂遺跡が稲作農耕文化の姿を今に伝える弥生時代、今川義元公がこの地で今川文化を開花させた戦国時代、徳川家康公の大御所政治の下、ヨーロッパ諸国の外交団を迎えるなど、わが国の政治経済の中心地となるとともに、静岡浅間神社や国宝久能山東照宮の造営に全国の名工が集まり匠の技を競った江戸時代と、古代から近世を通じて、文化の要衝として栄えてきたまちでもあり、独自の文化を生み出してきました。

一方で、羽衣伝説を今に伝える三保松原が、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産に登録された富士山の構成資産として認められ、本市が持つ文化資源が再認識される契機となりました。また、街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などが本市特有の文化として定着するとともに、文化施設を核とした様々な文化的取組が生まれています。

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史の下に創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れ、まちににぎわいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識の下、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながります。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、教育機関、市が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化のちからによりまちににぎわいを生み出し活力ある文化都市しずおかを創造・発信することにより、国内外から多くの人々を集め、訪れる人、住む人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、芸術文化及び歴史文化に代表される市の文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。





(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 芸術文化 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画その他の芸術をいう。）に関する文化をいう。

(2) 歴史文化 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他これらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいう。

(3) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造及び発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいう。

(5) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。

(2) 市民が常に文化に関する意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。

(3) 豊かな自然環境、歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。

(4) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。

(5) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化が尊重され、その活用が図られること。

(6) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。

(7) 各主体がそれぞれの責務にのっとり、相互に連携し、及び協働して文化活動が行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手としてその活力及び創意を生かしつつ、常に文化に関する意識の高揚を図り、文化活動に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(文化団体の責務)

第5条 文化団体は、基本理念にのっとり、市民が充実した文化活動を行うための環境を整えるとともに、文化活動を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、文化活動への支援を積極的に行うとともに、当該事業者の事業活動を通じて文化活動を振興するよう努めるものとする。

(教育機関の責務)

第7条 教育機関は、基本理念にのっとり、専門知識等を活用して文化活動を支援し、及び専門知識を有する人材を育成するとともに、次代を担う子どもに対し文化活動への親しみを抱かせるための支援を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策を行うに当たっては、観光、産業、教育その他の行政分野の施策との連携を図るものとする。

3 市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(文化振興計画)

第9条 市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する施策の推進に関すること。

(歴史文化に関する資源の活用)

第10条 市は、文化財その他の歴史文化に関する資源を保護するとともに、当該資源を観光資源として活用し、その魅力を国内外に発信するものとする。

(特徴的な芸術文化の継承、発展及び活用)

第11条 市は、本市において生まれ、形成された本市を特徴づける街かどで表現される演劇、音楽、大道芸その他の芸術文化の継承及び発展を図るとともに、当該芸術文化を活用し、交流の活性化を図るものとする。

(交流の活性化に資する文化事業の開催等の推進)

第12条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、市民その他の多くの人々が文化活動を行うことができる文化事業の開催及び誘致を推進するものとする。

(国際的な催しにおける市の芸術文化の紹介)

第13条 市は、文化を通じて交流の活性化を図るため、国際的な催しに際し、市の芸術文化を紹介する取組を推進するものとする。

2 市は、前項の取組の推進に当たっては、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(文化を享受する機会の拡大)

第14条 市は、年間を通じて、市民その他の多くの人々が多様な文化を享受することができるよう、文化を鑑賞し、体験し、及び文化活動の成果を発表する機会の拡大を図るものとする。



(子どもに対する文化教育の充実等)

第15条 市は、子どもの文化に関する感性を磨き、その表現力を高めるため、教育機関等と連携して、学校、地域その他の場所における文化に関する教育を充実させ、及び子どもの文化活動が積極的に行われるための支援を行うものとする。

(文化活動の担い手の育成等)

第16条 市は、市民が文化活動を将来にわたり行うことができる環境を充実させるため、文化団体等と連携して、文化活動の担い手の発掘、育成及び支援を行うものとする。

(市民及び文化団体等の顕彰)

第17条 市は、市の芸術文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民及び文化団体等の顕彰を行うものとする。

(伝統的な文化の保存及び継承)

第18条 市は、伝統芸能その他のわが国古来の伝統的な文化に対する誇りと愛着を市民が持つことができるよう必要な措置を講ずるとともに、その保存及び継承に努めるものとする。

(文化に関する情報を発信する機会の充実)

第19条 市は、文化を通じた交流の活性化を図るとともに、市民の自主的かつ主体的な文化活動を支援するため、文化に関する情報を発信する機会の充実を図るものとする。

(静岡市文化振興審議会)

第20条 文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、静岡市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化振興計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 文化振興計画の目標の達成度及び効果の検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民

3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 3 静岡市文化振興審議会委員名簿

氏名	役職等
いとう かおり 伊藤 香織	東京理科大学 理工学部教授
えんどう じろう 遠藤 次郎	特定非営利活動法人アートコネクトしずおか 理事
くぼた ゆたか 久保田 隆	静岡商工会議所 観光・飲食部会部会長 (株)浮月 取締役会長
これなが しょうじ 是永 詔司	静岡市文化協会会長
ささき まさゆき 佐々木 雅幸	文化庁地域文化創生本部文化創造アナリスト 金沢星稜大学特任教授 大阪市立大学名誉教授
たなか とよね 田中 豊稲	(公財) 静岡市文化振興財団業務執行理事 静岡市美術館館長
なるしま ようこ 成島 洋子	(公財) 静岡県舞台芸術センター芸術局長
パメラ・ジュール	公募委員
ひらの まさひこ 平野 雅彦	静岡大学 人文社会科学部客員教授
よしかわ ひでお 吉川 秀男	公募委員

#### 4 策定経緯

年月日	事項
平成28年 4月 1日	静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例施行
平成29年 3月	第1期静岡市文化振興計画策定
令和 3年12月16日～ 令和 4年 1月13日	静岡市の文化に関する市民意識調査実施
令和 4年 4月 1日～ 28日	静岡市文化振興審議会 市民委員公募
5月18日、 25日	第2期静岡市文化振興計画策定に係る 公益財団法人静岡市文化振興財団との意見交換会実施
6月17日	第1回静岡市文化振興審議会
7月29日	第2回静岡市文化振興審議会
8月24日～ 9月12日	第2期静岡市文化振興計画策定に係る 静岡市文化協会へのアンケート調査実施
9月30日	第3回静岡市文化振興審議会
12月 7日	重要政策検討会議
12月10日～ 令和5年 1月10日	パブリックコメント実施
1月17日	第4回静岡市文化振興審議会
1月26日	経営会議







## 第2期 静岡市文化振興計画

令和5年3月

編集・発行 静岡市 観光交流文化局 文化振興課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL:054-221-1040

FAX:054-221-1407

E-mail:bunka@city.shizuoka.lg.jp